

第2次 寄居町環境基本計画

(令和5年度～令和9年度)

改定版



(平成29年4月策定)

(令和5年3月改定)

寄居町



ごあいさつ

本町は、「名水百選」「水の郷百選」「水源の森百選」に認定される清らかな水環境や、カタクリ群生地、町指定天然記念物エドヒガン及び深沢川が織りなす溪谷に囲まれた国史跡「鉢形城跡」など、四季折々の景観を楽しむことができる豊かな自然と歴史のあるまちです。



この恵まれた環境を継承し、次の世代に引き継いでいくため、平成17年3月に「寄居町環境基本計画」を策定し、多様化した環境問題への解決に向けて取り組んでまいりました。その後、環境を取り巻く状況は大きく変わり、平成29年4月に「第2次寄居町環境基本計画」を策定し、さらに環境問題対策を進めてまいりました。

近年、地球温暖化による気候変動は、大型台風や集中豪雨など甚大な自然災害を引き起こしており、本町も、令和元年の台風19号の影響により、山間部での土砂崩れや道路の冠水、住宅や農作物など、多くの被害を受けたことは記憶に新しいところです。

一方で、この様な状況のもと、国際的には「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて取り組みが進められております。

こうした環境問題や社会情勢の変化に対応し、本町の環境をより良いものとするため、今回、第2次寄居町環境基本計画の改定を行いました。

このたびの改定では、町が目指す望ましい環境像として掲げた「豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち」の実現に向け、これまでの取り組みへの評価を踏まえた施策や目標指標の見直しを行うとともに、本計画中の取り組みの方針を「低炭素」から「脱炭素」へと発展させました。

今後とも、町民、事業者の皆さまと連携を図り、地球温暖化対策をはじめ、様々な環境問題の解決に向けた施策を積極的に展開してまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、ご審議をいただいた寄居町環境審議会委員の皆さまをはじめ、アンケートを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました町民、事業者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和5年3月

寄居町長 峯 岸 克 明

町民の声

環境に対する考えや要望を計画に反映させるため、小学生（5年生）、町民、事業者の皆様アンケート調査を行いました。

アンケート調査 自由意見より抜粋

【小学5年生】

- ・みんなが自転車とかバスとかを利用して、温暖化を進めないようにしたらいいと思う。
- ・道にカンやペットボトルを捨てないようにしてほしい。
- ・寄居町は自然がゆたかだから、未来も、自然ゆたかな町として、守っていききたい。
- ・空き家や荒地はなくして欲しい。防犯の為に。雑草が沢山のびている所があって歩道が歩きづらい。車がくるのが見えないとか、たまにある。

【10歳代女性】

- ・町で様々な取り組みや対策を行っているおかげで、とても静かで治安も良く住みやすい町です。町の将来を担う若い人、学生等に町の活動やビジョンを伝えてもらえるともっと意識が変わり、良い環境が作れると思います。

【20歳代男性】

- ・環境活動の内容や参加方法がわからないので、町民に知らせていくことが必要だと思います。

【20歳代女性】

- ・寄居駅は観光客や学生が多く利用するので、駅のそばにコンビニ、本屋、ファミレスがあれば印象が良いと思います。

【40歳代女性】

- ・自然豊かな町を保つことは大切な事だと思います。空き家や空き店舗が放っておかれる町は決して美しくありません。自然環境を保つことと町を活性化することを同時に進めていけるようなことを期待しています。

【60歳代男性】

- ・寄居町は自然が豊かで、住みやすい町になってきていると思いますが、ごみの不法投棄が多いように感じます。行政には防止対策に頑張ってくださいです。寄居町の良さが分かるような施設（特に公園）等を整備して頂きたいと思います。

【60歳代女性】

- ・散歩をしていると、空き家や田畑が手入れされておらず、草が生い茂っているのが増えています。防犯上も景観も良くないので、何か対策をしてほしい。

【事業者（サービス業）】

- ・このアンケートを通じて、寄居町の環境行政について考える良い機会となりました。環境行政について勉強し、情報を集め考え、行動していききたいと思います。

目次

第1章 計画の基本的事項	- 1 -
第1節 計画変更の背景と趣旨	- 1 -
第2節 計画の期間	- 1 -
第3節 計画の位置づけ	- 2 -
第4節 計画の範囲	- 3 -
第5節 本計画におけるSDGs	- 4 -
第2章 計画課題の整理	- 5 -
第1節 自然環境の課題	- 5 -
1 豊かな緑・水辺の保全	- 5 -
2 農地の保全	- 5 -
3 地域本来の生態系の保全	- 5 -
第2節 生活環境の課題	- 6 -
1 健全な生活環境の維持・保全	- 6 -
2 新たな汚染物質等への対応	- 6 -
第3節 快適環境の課題	- 6 -
1 コンパクトで持続可能な都市構造への転換	- 6 -
2 歴史や景観を活かしたまちづくりの展開	- 6 -
3 環境美化の推進	- 7 -
第4節 地球環境の課題	- 7 -
1 地球温暖化対策の推進	- 7 -
2 廃棄物の削減とリサイクルの推進	- 7 -
第5節 協働環境の課題	- 8 -
1 町民・事業者・町の協働による環境保全行動の推進	- 8 -
2 環境に関する情報の共有・発信	- 8 -
3 環境学習機会の充実	- 9 -
第3章 寄居町の環境目標	- 11 -
第1節 寄居町の望ましい環境像	- 11 -
第2節 環境保全行動プロジェクトと取組の方針	- 12 -
第4章 施策の体系と展開	- 13 -
第1節 施策の体系	- 13 -
第2節 施策の展開	- 14 -
環境保全行動プロジェクト1（自然環境）	- 14 -
環境保全行動プロジェクト2（生活環境）	- 20 -
環境保全行動プロジェクト3（快適環境）	- 27 -
環境保全行動プロジェクト4（地球環境）	- 33 -
環境保全行動プロジェクト5（協働環境）	- 40 -

第5章 計画の推進	- 44 -
第1節 各主体の役割	- 44 -
1 町民の役割	- 45 -
2 事業者の役割	- 45 -
3 町の役割	- 45 -
第2節 計画の進行管理	- 46 -
1 計画の推進体制	- 46 -
2 計画の進行管理	- 46 -
資料 編	- 48 -
資料1 施策指標一覧	- 48 -
資料2 環境保全行動一覧（主な担当課一覧 令和4年度改定時点）	- 50 -
資料3 寄居町環境基本計画策定の経緯	- 59 -
資料4 寄居町環境基本条例	- 60 -
資料5 諮問・答申	- 63 -
資料6 寄居町環境審議会規則	- 65 -
資料7 審議会委員名簿	- 66 -
資料8 検討委員会要綱	- 67 -
資料9 環境用語集	- 69 -

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画変更の背景と趣旨

現計画の第2次寄居町環境基本計画は、平成29年度（2017年度）に策定し、計画期間は令和8年度（2026年度）までの10年間としています。

現在、計画期間の5年が経過し本町を取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢化が一層進行し、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな生活様式」、地球温暖化が一因と考えられるゲリラ豪雨や猛暑日などの頻発、新たな外来生物による被害の増加、プラスチックごみの問題など、様々な問題に直面しています。また、世界的な持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けた取組の広がりや、平成28年（2016年）11月に発効された「パリ協定」も令和3年（2021年）に開催されたCOP26で「グラスゴー気候合意」が採択され、温室効果ガス削減に向けたカーボンニュートラルの取組が国内外で一層加速しています。

令和4年（2022年）3月に策定した第6次寄居町総合振興計画後期基本計画においても、環境配慮型社会の形成として、カーボンニュートラル、脱炭素ライフスタイルへの転換促進、再生可能エネルギーの活用を目指すこととしました。

こうした社会情勢や環境の状況変化に対応するため、令和5年度（2023年度）以後の施策などの見直しを行いました。

第2節 計画の期間

計画の期間は、次期総合振興計画を次期環境基本計画へ適切に反映するため、計画期間を平成29年度（2017年度）から令和9年度（2027年度）までとします。

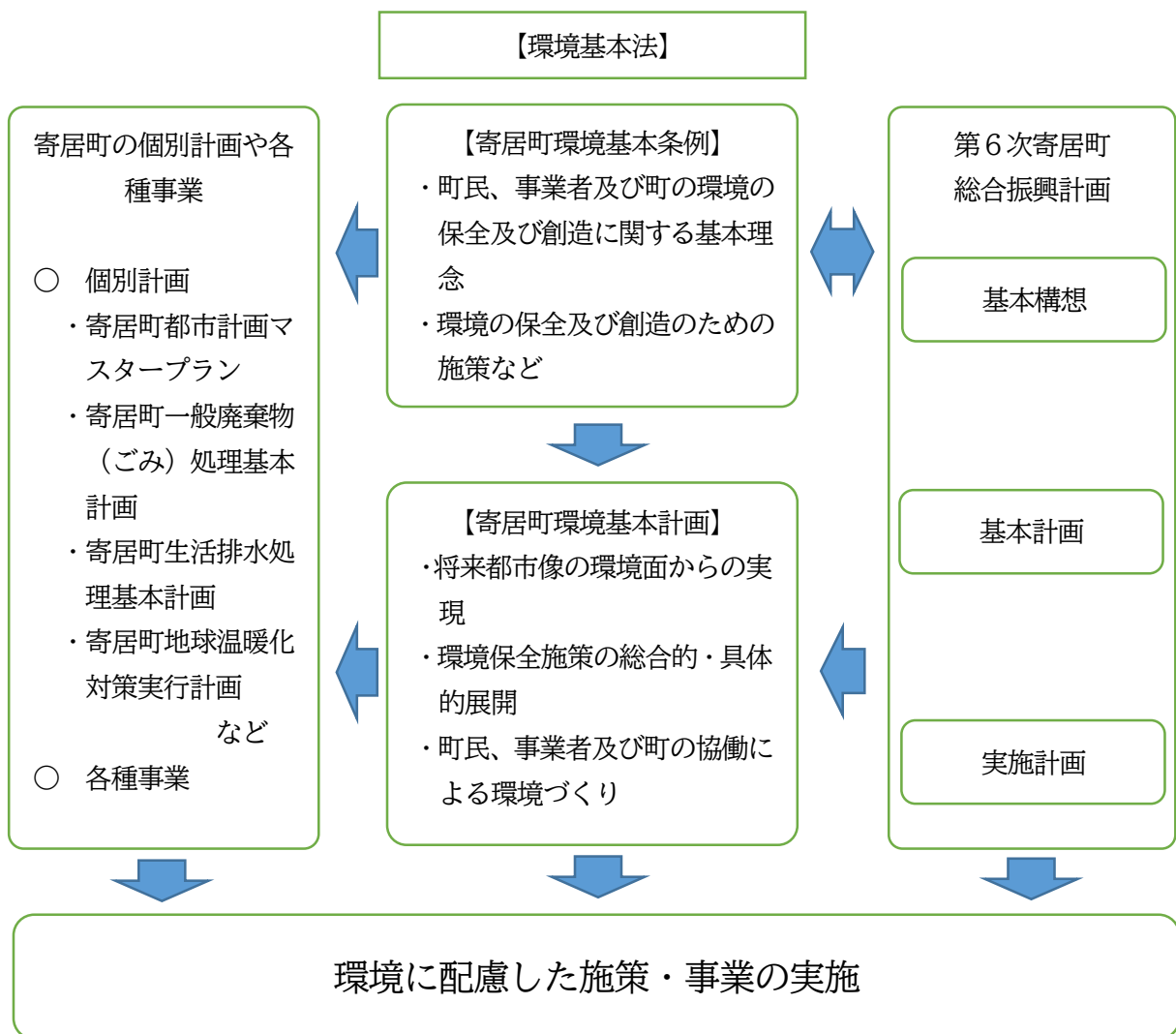
なお、新たな環境問題の発生など社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

和歴（年度）	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
西暦（年度）	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次寄居町環境基本計画	計画開始年度					改定					目標年度
	環境基本計画						(改定) 環境基本計画				
第6次寄居町総合振興計画	計画開始年度				改定					目標年度	
	前期基本計画					後期基本計画					

第3節 計画の位置づけ

本計画は、本町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める寄居町環境基本条例第8条によるものです。

本町の環境の保全及び創造に向けての目標及び施策の大綱、計画の推進方策を示し、町民、事業者、町が協働して良好な環境づくりを進めていく際の指針となることから、「第6次寄居町総合振興計画後期基本計画」と整合を図りながら、「寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「寄居町地球温暖化対策実行計画」などの町の環境に係る関連計画の上位計画として、環境施策を総合的・計画的に推進します。



第4節 計画の範囲

対象とする「環境」の範囲は、できるだけ広くとらえるものとし、具体的には、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、協働環境の5分野とし、必要に応じて関係機関と連携しながら取組を進めていきます。

自然環境

自然環境とは、動植物や生態系、水資源に関わる環境です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関わる要素が含まれます。

生活環境

生活環境とは、日常の生活活動や事業活動に関わる環境です。健康や安全など都市生活型公害に関わる要素が含まれます。

快適環境

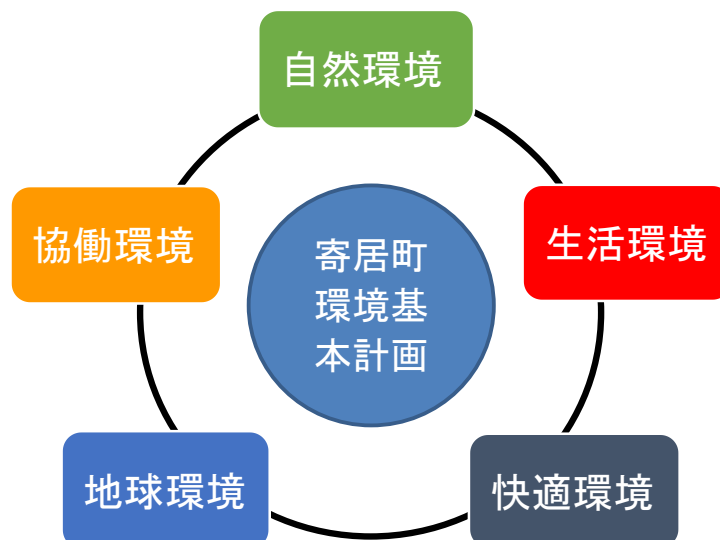
快適環境とは、生活に安らぎと潤いを与える環境です。公園や景観、環境美化、歴史・文化などに関わる要素が含まれます。

地球環境

地球環境とは、地域や国を超えた全地球的な視点に立った環境です。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など身近な生活活動や事業活動が与える地球への負荷に関わる要素が含まれます。

協働環境

協働環境とは、環境の負荷に何らかの関わりを持つ町民、事業者及び町などの社会を構成する全ての主体の連携・協働により育まれる環境です。環境保全行動や情報の共有・発信、環境学習機会の充実などの要素が含まれます。



本計画が対象とする環境の範囲

第5節 本計画におけるSDGs

国の環境基本計画では、SDGsの実現は複数の課題を統合的に解決していくことが重要であることから、分野横断的な施策を展開し、課題の同時解決を目指す必要があるとしています。

本町においてもSDGsを取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、本計画ではSDGsにおける17個のゴールの中から12個のゴールを取り入れた望ましい環境像、施策を展開し、持続可能なまちづくりを目指します。



【目標3（保健）すべての人に健康と福祉を】

有害化学物質、大気、水質及び土壌の汚染の防止



【目標4（教育）質の高い教育をみんなに】

持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の普及



【目標6（水・衛生）安全な水とトイレを世界中に】

汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質の放出の最小化及び水に関連する生態系の保護・回復



【目標7（エネルギー）エネルギーをみんなに そしてクリーンに】

再生可能エネルギーの推進、エネルギー効率の向上



【目標8（経済成長と雇用）働きがいも経済成長も】

資源効率の改善、文化振興・製品の販促につながる持続可能な観光業の促進



【目標9（インフラ、産業化、イノベーション）産業と技術革新の基盤をつくろう】

クリーン技術や環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良



【目標11（持続可能な都市）住み続けられるまちづくりを】

持続可能な都市化を促進、緑地や公共スペースへの普遍的アクセスの提供



【目標12（持続可能な消費と生産）つくる責任 つかう責任】

食品ロスを減少、廃棄物の発生を大幅に削減、自然と調和したライフスタイルを意識



【目標13（気候変動）気候変動に具体的な対策を】

気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応能力の強化、気候変動の緩和、適応、影響軽減



【目標14（海洋資源）海の豊かさを守ろう】

海洋ごみや富栄養化など陸上活動による海洋汚染の防止



【目標15（陸上資源）陸の豊かさを守ろう】

陸域生態系と内陸淡水生態系の保全と回復、森林減少の阻止、劣化した森林の回復、外来種の侵入の防止及びこれらの種による陸域生態系への影響の減少



【目標17（実施手段）パートナーシップで目標を達成しよう】

町民、事業者、町、関係団体とのパートナーシップを奨励・推進

第2章 計画課題の整理

第1節 自然環境の課題

1 豊かな緑・水辺の保全

寄居町は、山地の森林や荒川水系の水辺に恵まれ、名水百選の風布川など、豊かな緑を背景とする清らかな「水」は町のシンボルともなっており、首都近郊の行楽地として多くの人に親しまれています。アンケート調査^{※1}においても、町が快適な環境であるという理由として、緑・水辺などの豊かな自然をあげる意見が多くなっています。

しかしながら、管理不足による樹林の荒廃がみられるほか、一部の河川においては生活雑排水などにより水質が悪化し、また、不法投棄による景観や生活環境面での問題も生じています。

町の誇りである豊かな自然環境を守っていくためには、自然環境と調和した計画的な土地利用を進めるとともに、地権者・町民・町が一体となって森林や水辺を維持管理・再生するなど、地域ぐるみで自然環境を守り・継承していく仕組みづくりが求められます。

※1 アンケート調査 P9【寄居町の環境の印象】参照

2 農地の保全

里山の環境を構成する農地は、営農という活動を通じて、土砂流出防止や水の貯留、地温上昇緩和といった環境への多面的効果が発揮されます。

しかしながら、農業経営を取り巻く厳しい状況から、耕作放棄された農地には不法投棄の誘発や害虫の発生、景観の悪化などの問題が発生しています。

農地の多面的な効果を維持していくためには、地産地消の推進やブランド化・6次産業化など営農基盤の強化を進め、後継者の育成、耕作放棄地の解消などにつなげていく必要があります。

3 地域本来の生態系の保全

首都近郊にあって自然環境に恵まれる寄居町ですが、物流の増加などにともない、帰化植物の進入がみられるほか、近年、アライグマ、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物やハクビシンやイノシシなどの野生動物によるモウセンゴケなどの希少生物への被害や農業被害、生活環境被害なども増加しています。

貴重な植生が残る山林・水辺などの保護を図るとともに、外来生物の拡散防止や捕獲など更なる取組が必要となっています。

第2節 生活環境の課題

1 健全な生活環境の維持・保全

寄居町では、良好な大気環境が維持されており、アンケート調査^{※1}においてもきれいな空気、閑静な環境などが評価され、総体的には暮らしやすい健全な生活環境が保たれているといえます。

しかしながら、一部河川において生活雑排水などによる水質の悪化がみられるほか、地区によっては騒音や悪臭など、快適な生活を損なう生活型公害なども生じています。

生活排水処理施設の整備などを推進し、水質の改善に取り組むほか、騒音、振動、悪臭等に関する指導や対策を実施し、良好な生活環境を維持していく必要があります。

※1 アンケート調査 P9【寄居町の環境の印象】参照

2 新たな汚染物質等への対応

近年では、大気中の有害化学物質が及ぼす人体への悪影響について様々な研究が行われており、国をはじめ関係機関等が実施しているモニタリング結果などを注視しながら、新たな有害化学物質などに関する情報の収集や提供に努め、町民や事業者に適正な知識の普及を図っていく必要があります。

第3節 快適環境の課題

1 コンパクトで持続可能な都市構造への転換

第6次寄居町総合振興計画の寄居町人口ビジョンでは、今後も人口が減少し、少子高齢化が急速に進むことが予測されています。

人口減少社会への対応として、中心市街地などの生活利便機能を強化し、高齢者などが公共交通により買い物や通院などが可能なコンパクトな都市構造へと転換していく必要があります。また、公園の充実や景観の向上を図るなど、移住・定住を促す魅力あるまちづくりにも努めていく必要があります。

2 歴史や景観を活かしたまちづくりの展開

城下町として、交易の拠点として発展してきた寄居町は、鉢形城跡をはじめとする様々な歴史・文化資源が残り、町の貴重な観光資源ともなっています。

町の代表的な歴史・文化資源である鉢形城跡の整備・管理・活用を進めるとともに、祭りや伝統行事などの継承に努めていく必要があります。

3 環境美化の推進

アンケート調査^{※2}においては、寄居町が快適な環境ではない理由として、ごみのポイ捨てや不法投棄に関する回答が数多く寄せられました。それ以上に誰も住んでいない家や放置された土地に関する回答が上回りました。

環境美化の視点からごみのポイ捨てなどがないように、マナー・モラルなどの向上を図り、清潔な環境を目指していくとともに、空き家・空き地の所有者に対する適切な管理を促していく必要があります。

※2 アンケート調査 P10【気になる身近な環境問題】参照

第4節 地球環境の課題

1 地球温暖化対策の推進

我が国では、令和2年（2020年）11月に衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年12月に2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略を盛り込んだ実行計画が国の成長戦略会議において取りまとめられました。また、地球規模の課題解決に向けて、2030年度に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減する目標が、令和3年（2021年）4月の気候サミットで表明されました。

令和3年（2021年）5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、2050年までの脱炭素化社会の実現を旨とする基本理念が明記され、更に同年10月には再生可能エネルギーの導入量を大幅に引き上げ、2030年度までに温室効果ガスを46%削減する目標等に向けた対策や施策を示す「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

このカーボンニュートラルに向けた取組が国内外で加速する中、本町では、これまでエコライフの啓発などに取り組み、エアコンの設定温度の適正化などは多くの町民において実践されていますが、家庭や事業者から排出される温室効果ガスのより着実な削減が今まで以上に求められています。

そのためには、暮らしや事業活動における省資源や省エネルギーなどの行動を一層普及するとともに、新エネルギーや省エネルギー型家電・設備などの普及を促していく必要があります。

2 廃棄物の削減とリサイクルの推進

寄居町では、これまで、ごみの減量化・リサイクルに向けた啓発活動や分別収集などの取組を行ってきました。アンケート調査^{※3}においてもごみの分別は、ほとんどの町民において実践され、リサイクルへの協力、買い物袋の持参などの行動も広がりをみせていますが、まだ、ごみの分別が徹底されていない状況も見られます。

また、人口減少に伴い町全体のごみは減少しましたが、一人当たりのごみ排出量は増加傾向となっています。

このような中、令和元年（2019年）5月に食品ロスの問題に真摯に取り組むべく「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、令和3年（2021年）6月には多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチックの廃棄物処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されるなど、今まで以上の廃棄物の発生抑制に努め、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが必要です。

本町には、県により彩の国資源循環工場が整備され、先端技術を有する民間リサイクル施設が集積し、様々な廃棄物が資源化されており、より一層これらの民間リサイクル施設を活用しながら、ごみ分別の徹底、リサイクルの推進などにより、町民1人あたりのごみ排出量の削減に取り組んでいく必要があります。

※3 アンケート調査 P10【リサイクル、省エネルギー行動の実施事項】参照

第5節 協働環境の課題

1 町民・事業者・町の協働による環境保全行動の推進

今日の環境問題は、町民・事業者・町などの社会を構成する全ての主体が、環境の負荷に何らかの関わりを持つ当事者ともなっており、環境問題の解決のためには3者の主体的な行動に加え、連携・協働による取組を広げていくことが重要となります。

協働で推進している環境保全活動は、令和2年度（2020年度）より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施が困難となりましたが、引き続き住民団体などが自主的に取り組む活動を支援するとともに、事業者の人材やノウハウなどを活かし、町民や町と連携する機会の拡大なども検討していく必要があります。

2 環境に関する情報の共有・発信

協働により取組を拡大していく上では、町の環境の現状や課題、新たな環境問題に関する正しい知識などを各主体が共有できる体制を構築していく必要があります。

広報などによる情報発信を充実するとともに、インターネットなどを活用し、誰もが環境関連情報にアクセスでき、情報を交換できる仕組みなどを検討していく必要があります。

3 環境学習機会の充実

私たちを取り巻く環境問題に対して正しい認識と知識を持ち、環境にやさしい町民として行動できるように、環境保全に向けて努力する心を育てていくことが重要です。

そのためには、小・中学校における環境教育の充実、公民館活動等と連携した環境学習の展開など、全ての町民が環境に関心を持ち、学習できる体制を充実していく必要があります。

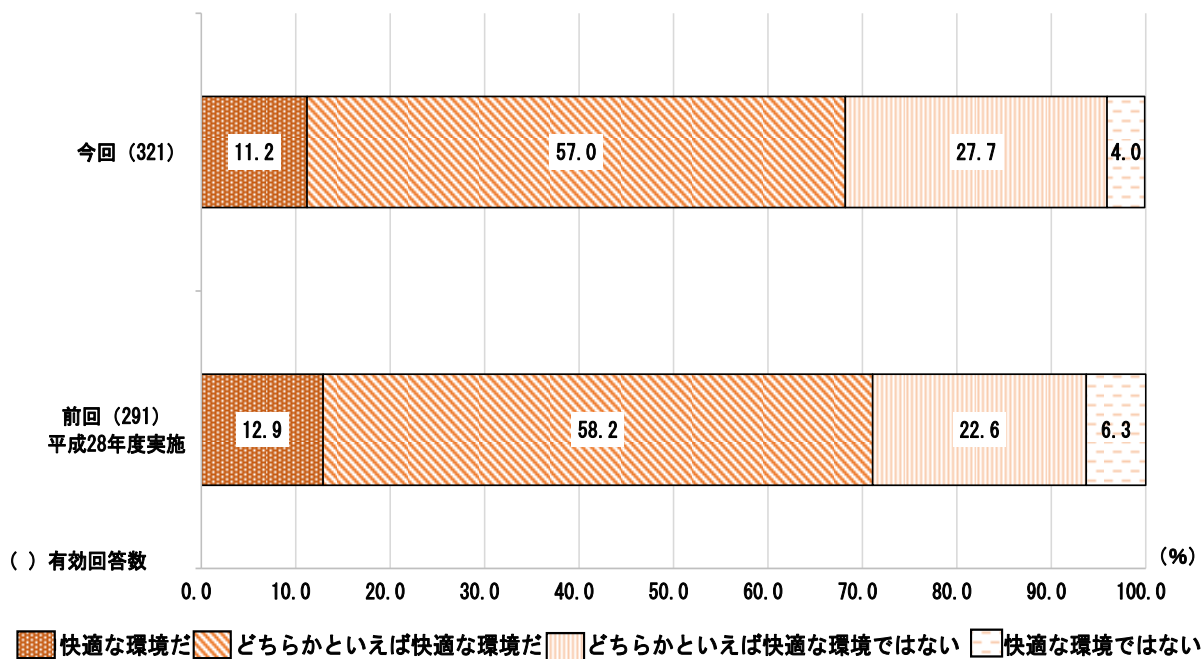
【町民アンケート調査】

調査対象：1,000人（18歳以上 1,000世帯）

調査期間：令和4年（2022年）8月29日～9月12日

回答数：330人（回収率33%）

【寄居町の環境の印象】



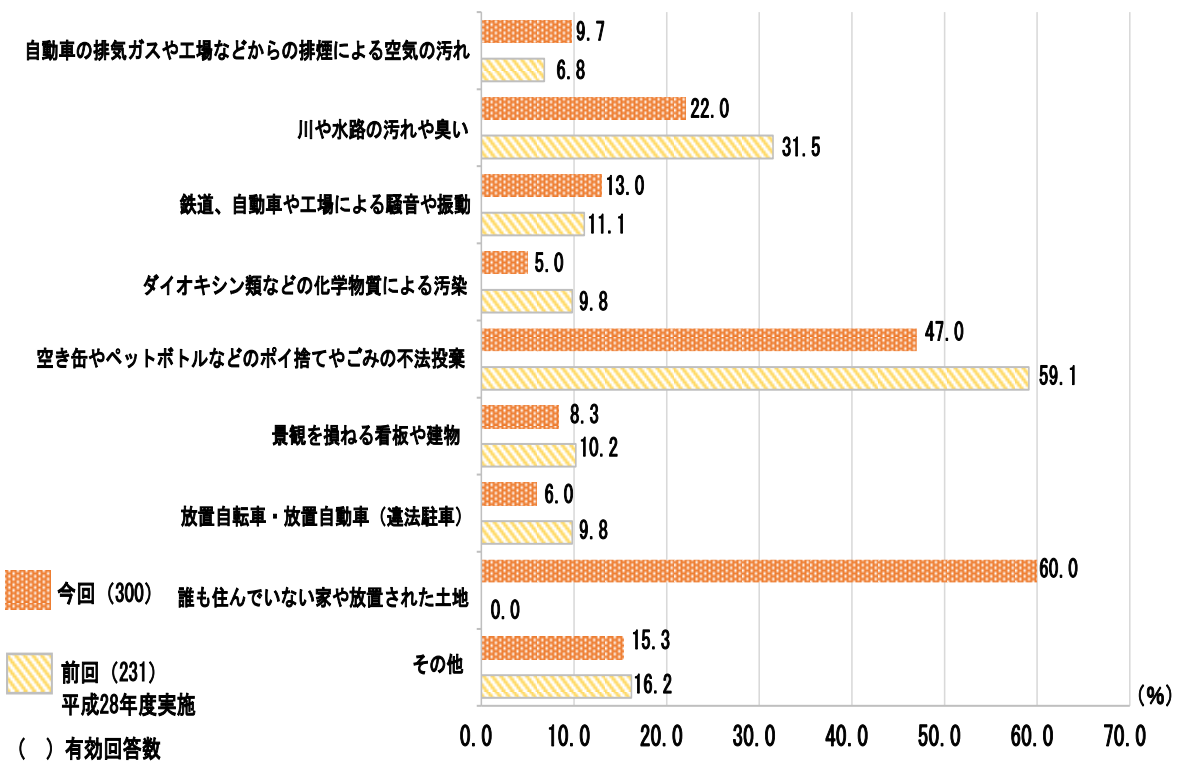
■ 「快適な環境だ」「どちらかといえば快適な環境だ」と回答した理由

- ・買物が便利、交通手段が便利、自然が豊か
- ・生まれた時から寄居に住んでいて、静かで住みやすい。
- ・緑が多く四季を感じられる。

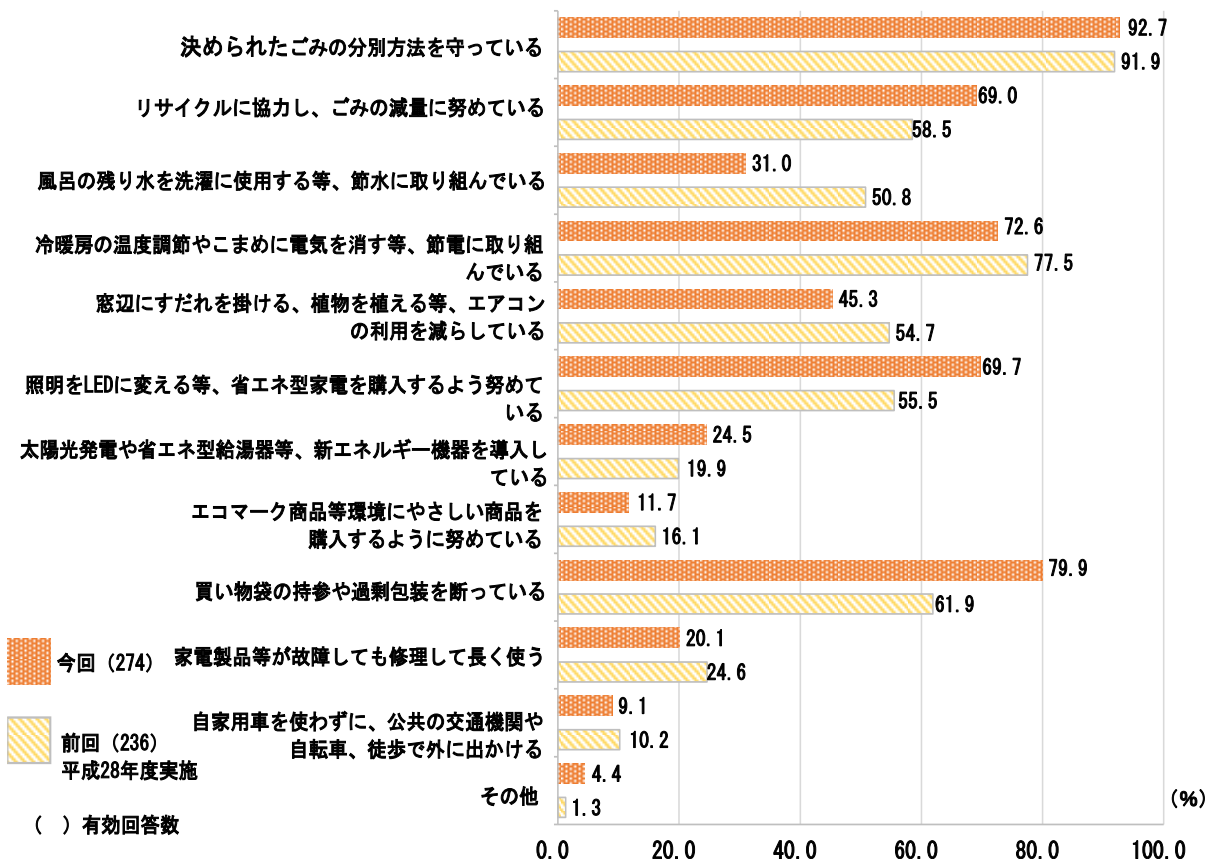
■ 「快適な環境ではない」「どちらかといえば快適な環境ではない」と回答した理由

- ・工場からの臭いがたまにひどい。
- ・下水道の整備の遅れによる水路、河川への影響
- ・道路沿いごみ、空き缶、トンネルの中、買い物の袋が捨ててある。
- ・工場がうるさい。
- ・ごみの不法投棄が多い。

【気になる身近な環境問題】



【リサイクル、省エネルギー行動の実施事項】



第3章 寄居町の環境目標

第1節 寄居町の望ましい環境像

第6次寄居町総合振興計画後期基本計画では、町民一人ひとりが自分らしくいきいきと活躍する無限の可能性を引き出せるまちを目指し、『可能性^{むげんだい}∞ 笑顔満タン よりいまち』を、未来に向かって寄居町が目指す姿として掲げています。また、その実現に向け、5つの基本目標を定めており、このうち環境関連の目標として『基本目標4 安全で環境への配慮と利便性を備えたコンパクトなまち』及び『基本目標5 悠久の歴史と爽やかな自然の中で豊かさを感じられるまち』を位置づけています。

第2次寄居町環境基本計画では、第6次寄居町総合振興計画後期基本計画の基本目標を受け、地域の生活環境・地球環境への配慮、利便性を備えた環境負荷の低いコンパクトなまちづくり、豊かな自然や歴史・文化の保全と活用などをこれからの環境づくりの柱ととらえ、町民・事業者・町の三者で、SDGsの視点を取り入れた望ましい環境像を設定します。

【望ましい環境像】

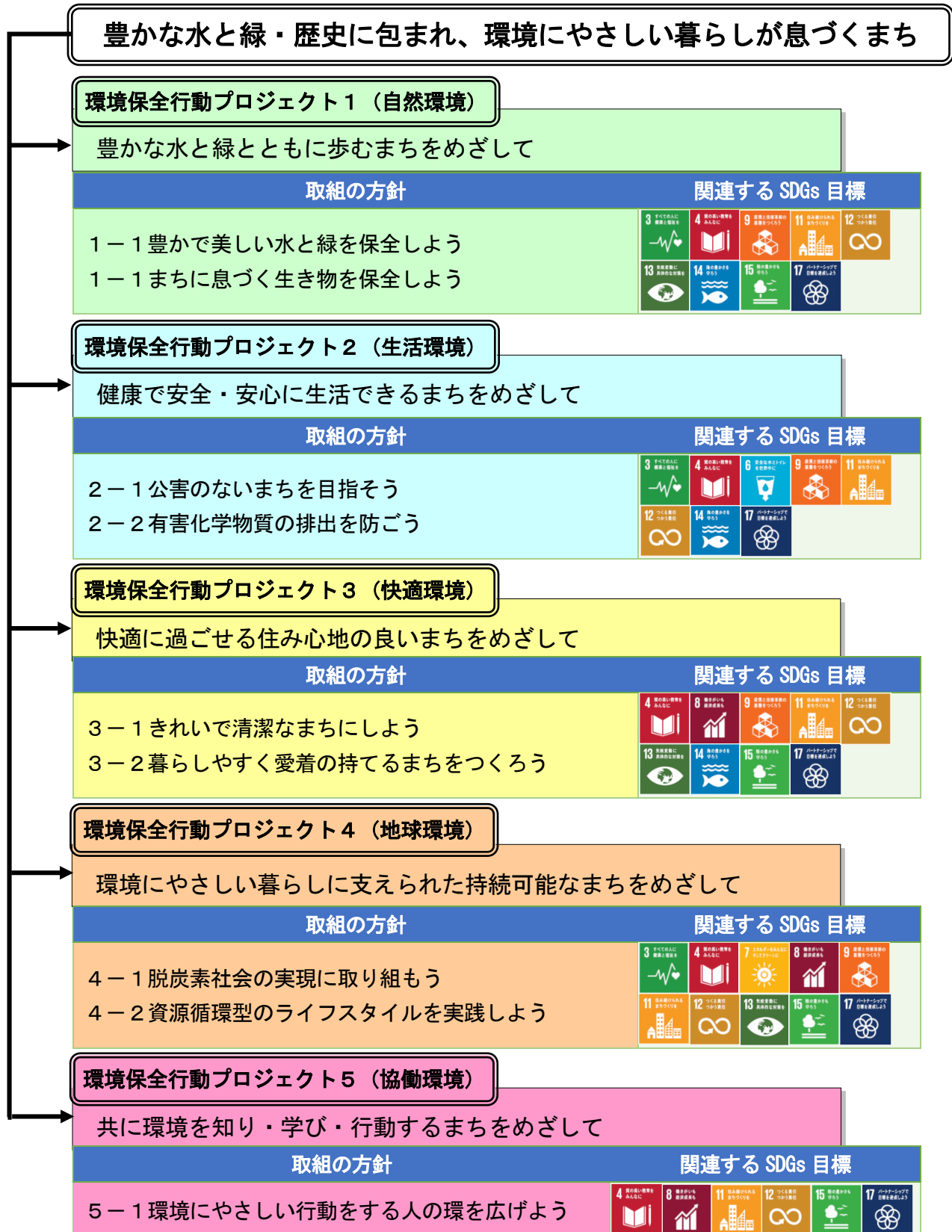
**豊かな水と緑・歴史に包まれ、
環境にやさしい暮らしが息づくまち**

【将来の環境イメージ】

- 季節感豊かな山の緑や清らかな河川の流れ、のどかな田園等、身近に美しい自然が広がり、日々触れ合うことができ、ゆとり・豊かさを感じられます。
- きれいな空気、閑静な環境など、暮らしやすい寄居の住環境が保たれ、町の隅々まで行きわたっています。
- 町民・事業者・町の協働により公園などの維持管理活動などが行われ、清潔で整った街並みが保たれています。
- 駅周辺に生活利便な市街地が形成され、自家用車に頼らずとも買い物や通院のできる、人にも環境にもやさしいコンパクトなまちが実現しています。
- 鉢形城跡に代表される歴史・文化が薫り、祭りや古くからの伝統行事が活発に行われるなど、地域性豊かなコミュニティが形成されています。
- 環境保全意識が広く町民に共有され、資源やエネルギーを大切にする循環型・脱炭素型の暮らし・事業活動があたりまえのように行われています。

第2節 環境保全行動プロジェクトと取組の方針

「望ましい環境像」の実現に向けて、5つの環境保全行動プロジェクトと9つの取組の方針のもとで、環境保全行動の展開を図ります。



第4章 施策の体系と展開

第1節 施策の体系

望ましい環境像に向けた環境目標を達成するためには、町民・事業者・町が一体となり、施策の推進を図ることが重要です。さらに、将来の人口の減少や農業の衰退など、環境・社会の現状と多岐に渡った課題に柔軟に対応することで、更なる推進を図ります。

環境像	環境保全行動プロジェクト	取組の方針	協働による取組項目
豊かな水と緑と歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち	1 (自然環境) 豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして	1-1 豊かで美しい水と緑を保全しよう	(1)豊かな山の緑の保全・活用 (2)自然がもたらす清流と水循環の確保 (3)農地の多面的機能の保全
		1-2 まちに息づく生き物を保全しよう	(1)生き物と生き物の生育・生息空間の確保
	2 (生活環境) 健康で安全・安心に生活できるまちをめざして	2-1 公害のないまちを目指そう	(1)大気環境の保全 (2)水質環境の保全 (3)騒音・振動の防止 (4)その他の公害の防止
		2-2 有害化学物質の排出を防ごう	(1)ダイオキシン類対策等の推進
	3 (快適環境) 快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして	3-1 きれいで清潔なまちにしよう	(1)ごみの不法投棄の防止
3-2 暮らしやすく愛着の持てるまちをつくろう		(1)環境や人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進 (2)緑豊かな景観・街並みの形成 (3)歴史・文化を活かしたまちづくりの推進	
4 (地球環境) 環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして	4-1 脱炭素社会の実現に取り組もう	(1)低炭素型機器・設備の導入の促進 (2)環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進	
	4-2 資源循環型のライフスタイルを実践しよう	(1)ごみの発生抑制とリサイクルの推進 (2)廃棄物の適正な処理の推進	
5 (協働環境) 共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして	5-1 環境にやさしい行動をする人の環を広げよう	(1)環境情報の共有化の推進 (2)環境教育・学習の推進 (3)協働による環境保全活動の展開	

第2節 施策の展開

環境保全行動プロジェクト1（自然環境）

～豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして～

《関連するSDGs目標》



【取組の方針1－1】豊かで美しい水と緑を保全しよう

《数値目標》

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
町民満足度 （豊かな自然環境）	48.1% （平成27年度）	46.0% （令和3年度調査）	60%
森林整備事業面積	192.56ha （平成27年度）	233.76ha （令和3年度）	280ha
耕作放棄地等の面積	489ha ^{※1} （平成27年度）	249ha ^{※2} （令和3年度）	249ha

※1 耕作放棄地等の面積について、策定時の数値は「2015年農林業センサス」。

※2 令和2年度以降は寄居町農業委員会が行っている「農地利用状況調査」による。

取組項目1－1（1）豊かな山の緑の保全・活用

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	法令、都市計画マスタープラン等に基づき、自然公園区域や山林、農地の保全に努めます。
②	緑の基本計画の見直しを進め、町の緑地環境の将来像を示すとともに、保全・再生すべき重要な緑地や、そのために必要な施策などを検討します。
③	森林の持つ多様な機能を保全し治山を進めるため、土砂流出防備機能を持つ保安林や水源かん養機能を持つ森林の維持増進を図ります。
④	ふるさとの緑の景観地の保全を図ります。
⑤	森林所有者・組織に対して、森林保全活動に対する補助を行います。
⑥	森林などの維持管理及び自然資源を適切に整備・保全し、CO ₂ 吸収量の確保に努めます。

⑦	町民や事業者が森林の維持管理に参加する仕組みを検討します。
⑧	町や関係団体などのイベントを通じ、里山の魅力を発信します。
⑨	緑の少年団の活動や、親子などを対象に自然・里山と触れ合う機会を創出します。

町民が実施する環境保全行動	
①	身近な自然に関心を持ちましょう。
②	住宅周りの緑化に努め、緑のネットワークを広げましょう。
③	ふるさとの緑の景観地、社寺林、屋敷林等を適切に保全しましょう。
④	緑化活動や森林ボランティアに参加しましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	自然を大切にすることを事業活動に努めましょう。
②	開発行為を行う場合は、緑地や生態系の保全、自然景観との調和などに配慮しましょう。
③	建設事業においては、自然環境への影響の緩和に努めましょう。
④	事業所内の緑化に努め、緑のネットワークを広げましょう。
⑤	自然保護や環境保全のための活動を支援しましょう。

取組項目1-1 (2) 自然がもたらす清流と水循環の確保

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	「名水百選」に認定されている風布川・日本水などの水資源の保全に努めます。
②	町内を流れる河川や円良田湖などの水辺空間を保全します。
③	地域住民と協力し、清掃活動や整備を行い、水辺の良好な環境を保ちます。
④	親水性や生態系に配慮しながら、水害に備えた河川の改修を進めます。
⑤	保安林や水源かん養機能を持つ森林の保全に努めます。
⑥	公共事業においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
⑦	公共施設においては、節水型機器などの導入を図ります。
⑧	節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の啓発・高揚を図ります。

町民が実施する環境保全行動	
①	釣り糸やごみなどは、川に捨てずに持ち帰りましょう。
②	河川などの清掃活動などに参加しましょう。
③	水を大切に使いましょう。
④	敷地や駐車場にはできるだけ土を残したり、雨水浸透ますを設置するなど雨水を地下に浸透させましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	河川などの清掃活動などに協力しましょう。
②	水を大切に使いましょう。
③	敷地や駐車場にはできるだけ土を残したり、雨水浸透ますを設置するなど雨水を地下に浸透させましょう。

取組項目1-1 (3) 農地の多面的機能の保全

町が実施する環境保全行動（施策）	
①	雨水の保水や浸透、生物の生息空間、景観形成等の多面的な環境保全機能を持つ農地の保全に努めます。
②	法令に基づき、農用地区域の保全に努めます。
③	農林業振興ビジョンに基づき、計画的な農業振興を推進します。
④	苗木購入補助などの実施や農地中間管理事業を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消に努めます。
⑤	有機野菜などの生産を促進します。
⑥	彩の国資源循環工場内で作られた有機肥料の活用を推進します。

町民が実施する環境保全行動	
①	農薬は環境に配慮し、使いすぎないようにしましょう。
②	地元の安全な農産物を積極的に購入しましょう。
③	体験農業などへの参加を通じて農業への理解を深めましょう

事業者が実施する環境保全行動	
①	農薬は環境に配慮し、使いすぎないようにしましょう。
②	安全な食料の生産と流通に努めましょう。
③	食の安全性について消費者へ情報を提供しましょう。
④	地元の安全な農産物を積極的に生産・販売しましょう。
⑤	無農薬・減農薬栽培や有機栽培への取組を推進しましょう。
⑥	農地中間管理事業などに協力し、耕作放棄地の有効活用を図りましょう。

【取組の方針1－2】 まちに息づく生き物を保全しよう

≪数値目標≫

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
アライグマ・ハクビシンの被害苦情件数（防除計画）	—	38件 （令和3年度）	30件

取組項目1－2（1）生き物と生き物の生育・生息空間の確保

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	町に自生するカタクリを保全します。
②	生き物などの生息環境に配慮した河川や道路、都市公園の整備、緑化を推進します。
③	都市公園の整備にあたっては、動植物の生息環境、地域の植生特性に配慮した緑化樹木を選定します。
④	有害鳥獣や特定外来生物の捕獲事業などを進めます。
⑤	町民、事業者、自然保護グループ等が、ビオトープづくりや生息空間の維持管理に積極的に参加できる仕組みについて検討します。
⑥	自然観察教室などの開催・充実を図ります。
⑦	関係機関と連携し、自然環境の情報収集と情報の共有化に努めます。

町民が実施する環境保全行動	
①	生き物を大切にすることを育てましょう。
②	自然の中に生息する生き物や身近な生き物の存在に目を向けましょう。
③	生き物のすみかとなる緑や水辺を大切にしましょう。
④	川や池に外来種の魚を放流しないようにしましょう。
⑤	自然観察会などに参加し、身近な自然について学びましょう。
⑥	動植物の保全活動に参加しましょう。
⑦	ペットの飼育マナーを守るとともに、最後まで責任を持って飼い、生態系を乱さないようにしましょう。
⑧	有害鳥獣などの餌となる収穫しない農作物や家から出た生ごみなどは屋外に放置しないようにしましょう。
⑨	アライグマ・ハクビシンを見かけたら町に通報しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

①	建設事業においては、生態系への影響の緩和に努めましょう。
②	自然観察会の開催などに協力しましょう。
③	動植物の保全活動に協力しましょう。

環境保全行動プロジェクト 2（生活環境）

～健康で安全・安心に生活できるまちをめざして～

《関連するSDGs目標》



【取組の方針 2-1】公害のないまちを目指そう

《数値目標》

施策の指標	策定時	現状値	目標値 (令和9年度)
光化学オキシダントの環境基準達成状況(寄居測定局:大気汚染常時監視測定局)	0.124ppm (平成27年度) ※昼間の1時間値の最高値	0.104ppm (令和3年度) ※昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成 (0.06ppm/h以下)
町内河川の水質(BOD濃度) 27河川 30地点	2.5mg/l未満 21地点 (平成25~27年度)	2.5mg/l未満 22地点 (平成31~令和3年度)	2.5mg/l未満 30地点
生活排水処理施設の普及率(生活排水処理形態別普及計画人口)	70.1% (平成27年度)	74.7% (令和3年度)	100%

取組項目 2-1 (1) 大気環境の保全

番号	町が実施する環境保全行動(施策)
①	「大気汚染防止法」などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。
②	県や周辺の市町村などと連携して自動車などの移動発生源対策に努めます。
③	汚染物質の排出抑制に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
④	町の公用車については環境にやさしいエコカーの導入に努めます。
⑤	町民や事業者へのエコカーの普及・拡大を促進します。
⑥	空ぶかしや急加速はしない、経済速度を守る、自動車のトランクを倉庫代わりに使わない、アイドリングストップ運動など、エコドライブの実践を促進します。
⑦	町民や事業者の公共交通機関の利用を促進します。

町民が実施する環境保全行動

①	徒歩や自転車、バス、電車等の公共交通機関を利用するよう心掛けましょう。
②	車の買い替えの時には、エコカーの購入を検討しましょう。
③	アイドリングストップを実践しましょう。
④	エコドライブを実践しましょう。
⑤	ごみの野外焼却はやめましょう。

事業者が実施する環境保全行動

①	法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
②	従業員の通勤には公共交通機関の積極的な利用や、時差出勤などを推進しましょう。
③	一定距離の範囲内はマイカー通勤を抑制する制度をつくりましょう。
④	車の買い替えの時には、エコカーの購入を検討しましょう。
⑤	アイドリングストップを実践しましょう。
⑥	エコドライブを実践しましょう。
⑦	効率の良い貨物輸送に努めましょう。
⑧	ごみの野外焼却はやめましょう。

取組項目2-1 (2) 水質環境の保全

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	寄居町生活排水処理基本計画に基づき生活排水処理の適正化に努めます。
②	主要な河川の定期的な水質調査を実施します。
③	男衾駅周辺の用途地域内の公共下水道の整備を完了させます。
④	汚泥再生処理センターの効率的・経済的な処理方法を検討します。
⑤	公共下水道及び農業集落排水処理施設の接続率の向上を図るとともに、適切な維持管理を行います。
⑥	くみ取便槽及び単独処理浄化槽からの転換に係る補助金交付や公設浄化槽区域の拡大などにより合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理について啓発を行います。
⑦	「水質汚濁防止法」などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。
⑧	家庭における適正な排水処理の促進に向けた、情報提供や意識啓発を推進します。

町民が実施する環境保全行動	
①	公共下水道区域内については、すみやかに公共下水道への接続を行いましょう。
②	農業集落排水事業の受益者の方は、すみやかに農業集落排水への接続を行いましょう。
③	公共下水道区域外で単独処理浄化槽やくみ取便槽を使用している方は、合併処理浄化槽に転換しまししょう。
④	環境にやさしい石けんや洗剤を使いましょう。
⑤	浄化槽の機能保持のため清掃、保守点検、法定検査を実施しまししょう。
⑥	食べかすや廃油を排水口に流さないようにしまししょう。
⑦	風呂の残り湯を有効に使いましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	法令などに基づく規制基準を遵守しまししょう。
②	水の再利用システムの設置に努めまししょう。
③	節水型機器の普及利用に努めまししょう。
④	排水処理施設や浄化槽の適正な使用及び管理をしまししょう。

取組項目2-1 (3) 騒音・振動の防止

町が実施する環境保全行動（施策）	
①	事業所に対して、「騒音規制法」や「振動規制法」などに基づき規制・基準の遵守について指導します。
②	交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音・振動の低減対策に努めます。
③	騒音・振動防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
④	騒音などの原因となる空ぶかしや急加速はしません。また、住宅地内における低速走行の実践を促進します。
⑤	駐停車中のアイドリングストップの実践を促進します。
⑥	道路の維持補修に努めます。
⑦	町民一人一人の騒音防止について意識啓発に努めます。

町民が実施する環境保全行動	
①	カラオケ、ペットの鳴き声などが近所の迷惑にならないようにしましょう。
②	騒音などの原因となる空ぶかしや急加速をしないようにしましょう。また、住宅地内は低速走行をしましょう。
③	アイドリングストップを実践しましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
②	低騒音・低振動型機械を導入するように努めましょう。
③	緑地などの緩衝空間の確保などにより、騒音の防止に努めましょう。
④	騒音などの原因となる空ぶかしや急加速をしないようにしましょう。また、住宅地内は低速走行をしましょう。
⑤	アイドリングストップを実践しましょう。
⑥	生活道路への車の通り抜けは避けましょう。

取組項目2-1 (4) その他の公害の防止

町が実施する環境保全行動（施策）	
①	土壌汚染を防止するため、法令などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。
②	土壌汚染防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
③	悪臭を防止するため、悪臭防止法などに基づき、規制・基準の遵守について指導します。
④	悪臭防止のための諸施策を実施し、生活環境の保全に努めます。
⑤	家畜排せつ物の管理の適正化を図るため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく畜産業者への指導について、関係機関と協力します。
⑥	悪臭防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
⑦	不適正な土地の埋立て等を防止するため、「寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」などに基づき、規制・基準の遵守について指導します。

町民が実施する環境保全行動	
①	食べかすや廃油を排水口に流さないようにしましょう。
②	川や用水路の清掃に参加しましょう。
③	不法な埋立て、盛土等に厳しい目を向けましょう。
④	公害につながる危険な行為や悪質な行為を見つけた場合は、速やかに関係機関に連絡しましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
②	重金属などによる土壌汚染を起こさないよう、施設や設備を適正に管理しましょう。
③	川や用水路の清掃に参加しましょう。
④	「寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」及び「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づく、規制・基準を遵守しましょう。

【取組の方針2－2】有害化学物質の排出を防ごう

≪数値目標≫

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
ごみの野外焼却に関する苦情件数	—	19件 （令和3年度）	10件

取組項目2－2（1）ダイオキシン類対策等の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。
②	ごみの野外焼却の防止を徹底します。
③	「寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づく適正な廃棄物処理を推進します。
④	町民に対し、ごみの分別の徹底を要請し、有害ごみによる汚染を未然に防止するように努めます。
⑤	ダイオキシン類などの有害化学物質に関わる情報の収集及び提供に努めます。
⑥	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRT法）に基づき、関係機関と連携し、有害化学物質の使用や排出状況等に関する情報提供を行います。
⑦	農薬の適正使用や管理について、関係機関と協力し指導を図ります。
⑧	関係機関と連携を図りながら、有害化学物質の削減に向けた取組についての検討に努めます。
⑨	放射性物質については、定期的に測定を行い安全性について監視します。

町民が実施する環境保全行動	
①	ダイオキシン類などの有害化学物質について正しい知識を身につけましょう。
②	使い捨て商品を控え、長く利用できる商品を購入しましょう。
③	有害性のある有機溶剤やフロンを使用した製品は購入しないようにしましょう。
④	ごみの野外焼却はやめましょう。
⑤	家の新築や改築の際には、有害な建材や塗料を使わないようにしましょう。
⑥	農薬は環境に配慮し、使いすぎないようにしましょう。

事業者が実施する環境保全行動

①	法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
②	ごみの野外焼却はやめましょう。
③	建物の建設にあたっては、シックハウス対策を行いましょ。
④	P R T R制度に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、県に届け出ましょ。
⑤	有機溶剤などの環境を汚染する物質は、適正に管理しましょ。
⑥	建築物解体にあたっては、有害物質であるアスベストなどが飛散しないようにしましょ。
⑦	化学薬品の使用にあたっては、環境に及ぼす影響を十分に調べましょ。
⑧	有害な物質を含む塗料や溶剤の使用をやめましょ。

環境保全行動プロジェクト3（快適環境）

～快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして～

《関連するSDGs目標》



【取組の方針3－1】きれいで清潔なまちにしよう

《数値目標》

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
不法投棄に関する報告件数	26件 (平成27年度)	16件 (令和3年度)	13件

取組項目3－1（1）ごみの不法投棄の防止

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	地域と連携し不法投棄の監視強化や防止対策を図ります。
②	不法投棄物の速やかな撤去に向けて関係機関と協力し、土地所有者・占有者に対して助言や指導を行います。
③	ごみのポイ捨て防止や持ち帰りの啓発活動を推進します。
④	広報活動を通じて、犬のフンを持ち帰るなど、ペットの適正飼育を指導します。

町民が実施する環境保全行動	
①	ごみの不法投棄を発見したときは、速やかに町や県に通報しましょう。
②	空き缶やたばこなどのポイ捨て、ごみの不法投棄はやめましょう。
③	地域の環境美化活動に参加しましょう。
④	犬のフンは持ち帰る、放し飼いをしないなど、ペット飼育のマナーを守りましょう。

事業者が実施する環境保全行動

①	地域の環境美化活動や清掃活動に協力しましょう。
②	ごみの不法投棄はやめましょう。
③	廃棄物の適正処理に努めましょう。
④	ごみの不法投棄を発見したときは、速やかに町や県に通報しましょう。

【取組の方針3-2】暮らしやすく愛着の持てるまちをつくろう

《数値目標》

施策の指標	策定時	現状値	目標値 (令和9年度)
公共交通利用者数 (3路線合計)※	227万人 (平成26年利用者数)	134万人 (令和2年利用者数)	227万人
町民満足度 (公園や緑地の整備状況)	6.4% (平成27年度)	12.3% (令和3年度調査)	20%
街区公園の清掃等の活動回数	27回 (平成27年度)	27回 (令和3年度)	27回
環境美化サポート制度による緑地等の整備箇所数の維持	6箇所 (平成27年度)	8箇所 (令和3年度)	8箇所
鉢形城公園・歴史館に対する満足度	71.2% (平成27年度)	68.2% (平成30年度)	72.0%

※JR八高線、秩父線、東武東上線の合計

取組項目3-2(1) 環境や人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進

番号	町が実施する環境保全行動(施策)
①	都市計画マスタープラン、立地適正化計画などにより、コンパクトで自然と市街地の調和のとれた活力あるまちづくりを推進します。
②	整備された中心市街地の活性化を図るとともに、関係機関と連携し魅力ある街並みの創出などにより中心市街地への居住誘導を推進します。
③	荒川周辺の水辺整備や回遊性を高めるルートを生かした、中心市街地の活気を創出するまちづくりを進めます。
④	民間事業者などの活力を活かした、男衾駅周辺の新市街地整備を推進します。
⑤	各鉄道の利便性の向上を要望するほか、路線バスや愛のりタクシーなどの公共交通網の再構築を図り、自家用車に依存しないまちづくりを進めます。
⑥	駅や公共施設の未整備箇所にスロープや多目的トイレなどを設置し、バリアフリー化に取り組みます。
⑦	歩車道の分離と交通安全施設の整備を図ります。
⑧	駐輪場の整備と放置自転車の監視活動の強化を図ります。

町民が実施する環境保全行動	
①	まちづくりの活動に積極的に参加しましょう。
②	違法駐車・駐輪はやめましょう。
③	出かけるときは徒歩や自転車、公共交通機関を活用し、自家用車の利用を減らしましょう。

事業者が実施する環境保全行動

①	バリアフリー、ユニバーサルデザインの施設整備に努めましょう。
②	敷地内に十分な駐車場・駐輪場を確保し、道路上に迷惑駐車や駐輪をしない、させないようにしましょう。
③	通勤や事業活動において公共交通機関を活用し、自家用車・営業車の利用を減らしましょう。

取組項目3-2 (2) 緑豊かな景観・街並みの形成

町が実施する環境保全行動（施策）	
①	大規模な建築物などの届出に対しては、「埼玉県景観条例」による指導・助言を行います。
②	寄居町緑の基本計画を見直し、町の公園・緑地の将来像を定め、整備・保全施策を推進します。
③	公共施設や道路沿道については、地域の特性を踏まえた樹種による緑化を推進します。
④	公園・緑地の維持管理・環境づくりを地元住民と協力しながら行います。
⑤	ボランティアによる植樹帯に花を植えるなどのモデル事業を推進します。
⑥	ベランダ緑化や生垣緑化など、個人住宅や事業所における緑化の普及に努めます。
⑦	空き地、空き家等の所有者などに対し、適正な管理を行うよう要請や指導を行います。
⑧	照明などによる光害について、「光害対策ガイドライン」に基づき指導します。
⑨	「寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に基づき、規制・基準の遵守について指導します。

町民が実施する環境保全行動	
①	住宅周りの緑化に努めましょう。
②	家の新築や改築の際には、地域の景観に溶け込めるものにしましょう。
③	町民参加型の公園・緑地の維持管理、環境づくりに参加しましょう。
④	地域の緑化活動に参加しましょう。
⑤	ふるさとの緑の景観地をはじめ、社寺林、屋敷林を保全しましょう。
⑥	空き地、空き家等の所有者などは、空き地、空き家等の適正な管理に努めましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	事業所内の緑化に努めましょう。
②	緑化活動への参加・支援をしましょう。
③	地域の緑化活動に協力しましょう。
④	屋外広告物は、周囲の環境や景観に配慮したものにしましょう。
⑤	事業所の新築や改築の際には、地域の景観に溶け込めるものにしましょう。
⑥	空き店舗や使用していない土地の適正な管理に努めましょう。
⑦	照明による光害が生じないように努めましょう。
⑧	「寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に基づく、規制・基準を遵守しましょう。

取組項目3-2 (3) 歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	文化財の保存・管理を推進します。
②	文化財保護思想の普及・啓発を図ります。
③	鉢形城公園を適正に維持管理・活用するとともに、城跡の発掘調査・保存整備を推進します。
④	鉢形城歴史館の常設展示室のリニューアルやイベントの開催、魅力や内容を伝える広報活動など、管理・運営を行います。
⑤	各種祭りや伝統行事の実施主体に対する支援を行います。
⑥	古くから受け継がれている地域の伝統行事が若者たちに継承されていく環境をつくっていきます。

町民が実施する環境保全行動	
①	歴史的な建物や史跡に親しみ、保全しましょう。
②	歴史や文化を学び、次世代に伝えていきましょう。
③	地域における伝統行事などに参加・協力しましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	伝統技術や産業文化を保全継承し、町民への公開に努めましょう。
②	地域における伝統行事などに参加・協力しましょう。

環境保全行動プロジェクト4（地球環境）

～環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして～

《関連するSDGs目標》



【取組の方針4－1】脱炭素社会の実現に取り組もう

《数値目標》

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
公用車におけるエコカーの台数	10台 (平成27年度)	14台 (令和3年度)	23台
庁舎照明のLED化率	10%未満 (平成27年度)	90.6% (令和3年度)	100%
エコハウス推進事業補助金交付件数	—	28件 (令和3年度)	30件
町施設の温室効果ガスの排出量削減	—	平成25年度比 △33.2% (令和3年度)	平成25年度比 △40.1%
町施設の電気使用量の削減	—	6,266,525 kWh (令和3年度)	5,834,135 kWh

取組項目4－1（1）低炭素型機器・設備の導入の促進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	バイオマス資源や再生可能エネルギーの利用を推進します。
②	町が管理する公共施設で使用する電気は、再生可能エネルギー電力の調達を行います。
③	公共施設における省資源・省エネルギー型の施設整備を推進します。
④	町が管理する公共施設の照明のLED化を進めます。
⑤	公用車の更新時は、エコカー（電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、燃料電池自動車（FCV）、天然ガス自動車（CNGなど））への転換を進めます。

⑥	水道の老朽管の更新を推進し、安定給水に努めます。
⑦	町民、事業者に対し、脱炭素化を目指すため、低炭素型機器の利用の意義や導入効果に関する情報提供やイベント、講座の開催を行います。
⑧	住宅、建物等の低炭素型機器の導入支援などにより、エコハウス化の推進をします。

町民が実施する環境保全行動	
①	省電力・省エネルギー型の家電製品を購入しましょう。
②	照明のLED化を進めましょう。
③	高効率型給湯器 ^{※1} を積極的に導入しましょう。
④	車を買うときは、エコカーの購入を考えましょう。
⑤	住宅の新築、増改築、リフォーム等をする際には、再生可能エネルギーなどの導入を検討しエコハウス化を図りましょう。
⑥	HEMS ^{※2} や省エネナビを導入し、家庭のエネルギー消費の見える化を図りましょう。

※1 高効率型給湯器：エネルギーの消費効率に優れた給湯器、潜熱回収型、ガスエンジン型、ヒートポンプ型などがある。

※2 HEMS：ホームエネルギーマネジメントシステムの略。電気やガスなどの使用量の「見える化」や、家電機器の「自動制御」により、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム

事業者が実施する環境保全行動	
①	太陽光発電などの再生可能エネルギーや、雨水利用を積極的に導入しましょう。
②	使用する電気は、再生可能エネルギー電力の調達をしましょう。
③	コージェネレーションシステム ^{※3} などの新エネルギー導入を検討しましょう。
④	生産ラインの省エネルギー化や廃熱利用を進めましょう。
⑤	省エネ型の電気製品を購入するようにしましょう。
⑥	車を買うときは、エコカーの購入を考えましょう。
⑦	採光や風通し、材質の工夫など、エネルギー効率のよい省エネオフィスにしましょう。

※3 コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する、高効率のエネルギー供給システム

取組項目4-1 (2) 環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。
②	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、総合的な地球温暖化対策や省エネルギー対策を推進します。
③	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、更なる温室効果ガスの削減を推進します。
④	冷暖房の適正な温度設定、クールビズ・ウォームビズ、照明・パソコンなどのこまめなオン・オフなど、町職員の率先的な省エネ行動を実践します。
⑤	働きやすいオフィス服装やサステナブルファッション ^{※1} を推進します。
⑥	テレワークを推進します。
⑦	公共交通機関の利用やアイドリングストップなどのエコドライブの実践を促進します。
⑧	電気自動車の効率的な運用を推進し、ゼロカーボン・ドライブへの取組を進めます。
⑨	情報提供、意識啓発により家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。
⑩	町内近隣に移動するときは、公用車の使用を控え徒歩や自転車を使用します。

※1 サステナブルファッション：衣類の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のことを言う。

町民が実施する環境保全行動	
①	節電・節水を心掛け、省エネルギー行動を実践しましょう。
②	冷房の設定温度は高めに、暖房は低めにしましょう。
③	緑のカーテンやすだれの利用などにより、冷房の利用を抑制しましょう。
④	照明などをこまめに消しましょう。
⑤	テレビは省エネモードに設定して、画面の輝度を下げ、見ないときは消しましょう。
⑥	電気製品を長時間使用しない時は、コンセントを抜きましょう。
⑦	サステナブルファッションの取り組みを実践しましょう。
⑧	風呂の残り湯を有効に使いましょう。
⑨	雨水利用を進めましょう。
⑩	徒歩や自転車、公共交通機関を利用するようにしましょう。

⑪	アイドリングストップやエコドライブを実行しましょう。
⑫	テレワークを実践しましょう。
⑬	環境家計簿をつけてみましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	冷房の設定温度は高めに、暖房は低めにしましょう。
②	クールビズ・ウォームビズを実践しましょう。
③	働きやすいオフィス服装やサステナブルファッションを実行しましょう。
④	テレワークを実践しましょう。
⑤	ワーケーション ^{※2} の導入を検討しましょう。
⑥	緑のカーテンや、断熱シート、複層ガラスの利用などにより、冷房の利用を抑制しましょう。
⑦	昼休みや不要箇所の消灯、OA機器の省エネ対策を実践しましょう。
⑧	アイドリングストップやエコドライブを実践しましょう。
⑨	公共交通機関の利用など、自家用車・社用車の利用を減らしましょう。
⑩	フロンガスを使用している製品の利用を自粛しましょう。
⑪	ISO14001など環境マネジメントシステムの導入を検討しましょう。
⑫	ゼロカーボン・ドライブに取り組みましょう。

※2 ワーケーション：テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

【取組の方針4－2】資源循環型のライフスタイルを実践しよう

《数値目標》

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
資源物回収量	294 t /年 (平成27年度)	467 t /年 (令和3年度)	537 t /年
リサイクル活動団体資源物回収量	797 t /年	434 t /年 (令和3年度)	800 t /年
一人一日あたり家庭ごみ排出量 (資源物を除く)	—	688g /人・日 (令和3年度)	578g /人・日

取組項目4－2（1）ごみの発生抑制とリサイクルの推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	大里広域市町村圏組合との連携により、ごみの減量、分別、リサイクルを推進します。
②	さらなるごみの減量化とリサイクルのため、廃プラリサイクル事業などの検討を行います。
③	町内における廃棄物処理施設の設置については、彩の国資源循環工場区域内に限定し、その他の地域は認めないこととします。 ^{※1}
④	公共施設における率先したごみの排出抑制を推進します。
⑤	建設工事などでの廃棄物は、再資源化による再生資材として公共工事での利用を進めます。
⑥	広報、パンフレット等による町民の自主的排出抑制・資源化方法に関する情報提供を行います。
⑦	地域のリサイクル活動を促進するため、活動団体への奨励金の支給を行います。
⑧	事業所での資源物の再利用・資源化方法についてパンフレットなどによる情報提供を行います。
⑨	事業所内での再利用、自ら業者委託するなどの資源化に関する指導を行います。
⑩	包装の簡素化・適正化に向けた町民への意識啓発及び事業者に対する適正包装などの要請を図っていきます。
⑪	家電リサイクル法に基づく販売店への引き取り体制の指導を行います。
⑫	資源回収業者及び再生業者の確保に努め、業者との協議及び連絡・仲介体制を整備します。
⑬	ワンウェイプラスチックの削減対策を進めます。
⑭	マイボトルを推進し、会議などでのペットボトルの使用を無くします。
⑮	会議などでのペーパーレス化を積極的に推進します。

※1 廃棄物の処分を特定又は不特定の人を対象に、社会性をもって反復継続して行う業のために廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する許可が必要な一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設を設置する場合とします。

町民が実施する環境保全行動

①	ごみを出さないように工夫しましょう。
②	買い物は、買い物袋を持参しましょう。
③	ワンウェイプラスチックの購入や使用を控えましょう。
④	量り売り、詰め替え品（シャンプー洗剤）等を利用しましょう。
⑤	長く使える商品を購入し、使い捨て商品は買わないように心掛けましょう。
⑥	エコ商品やリサイクル商品、リサイクル可能な商品を利用しましょう。
⑦	物品は修理して長く使いましょう。
⑧	リサイクル活動やごみゼロ運動に参加しましょう。
⑨	生ごみは、できる限り堆肥化して土に戻しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

①	廃棄物に関する法令などの規制基準を遵守しましょう。
②	耐久性のある製品や再利用・再資源化しやすい製品の開発に努めましょう。
③	製造過程での廃棄物の発生の抑制や包装材を減量しましょう。
④	建設事業において、資材は再利用できるものや再生品を選ぶとともに、産業廃棄物の排出を抑制しましょう。
⑤	生ごみの堆肥化や飼料化など資源化に努めましょう。
⑥	トレーなど包装容器を回収し、再資源化に努めましょう。
⑦	買い物袋や容器持参運動を実施するとともに、過剰包装を自粛しましょう。
⑧	事務用品などはリサイクル製品を購入し、封筒などは繰り返し利用しましょう。
⑨	会議資料などのペーパーレス化を図りましょう。
⑩	ワンウェイプラスチックの削減に努めましょう。
⑪	彩の国資源循環工場を活用した新たな廃棄物の資源化について検討しましょう。

取組項目4-2 (2) 廃棄物の適正な処理の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく適正な処理を実施します。
②	ごみの分別の徹底に向けた指導を行います。
③	ごみの分別が、よりわかりやすいパンフレットの作成などを行います。
④	各種の法令に準じた分別方法、回収等を推進します。
⑤	不法投棄、違法行為等の防止に向けて、関係機関と協議し、監視・指導体制の強化を図ります。
⑥	埼玉県環境整備センターへの埋立て廃棄物や地下水などについて、定期的な検査を実施します。

町民が実施する環境保全行動	
①	町のルールに従って、ごみの分別を徹底しましょう。
②	ごみは決められた日、決められた場所に出しましょう。
③	ごみの出し方は、地区のルールを守りましょう。
④	ごみの野外焼却はやめましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	法令などの規制基準を遵守しましょう。
②	ごみの野外焼却などの不適正な処理はやめましょう。
③	事業系ごみは、町や県の許可を受けた処理業者へ委託して、適正に処理しましょう。

環境保全行動プロジェクト5（協働環境）

～共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして～

《関連するSDGs目標》



【取組の方針5－1】環境にやさしい行動をする人の環を広げよう

《数値目標》

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
環境学習講座開催回数	4回 (平成27年度)	0回 (令和3年度)	5回
緑の少年団活動参加者数	99人 (平成27年度)	93人 (令和3年度)	120人
環境美化活動への参加者数	13,847人 (平成27年度)	9,496人 (令和3年度)	15,000人

取組項目5－1（1）環境情報の共有化の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）
①	モニタリング調査により、町の環境の状況を監視・把握します。
②	新たな環境問題や環境関連政策などの情報収集に努めます。
③	環境保全に関わる町民・事業者などの意見の把握に努めます。
④	県や町民団体、事業者との連携を図り、環境情報の収集や情報の共有化に努めます。
⑤	ホームページや広報誌などを充実し、環境関連の情報を積極的に発信します。

町民が実施する環境保全行動	
①	町が実施する環境調査やアンケート調査などに協力しましょう。
②	町民団体などが行う環境調査活動などに参加・協力しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

①	町が実施する環境調査やアンケート調査などに協力しましょう。
②	町民団体などが行う環境調査活動などへの協力や支援をしましょう。
③	環境保全技術や取組の情報を積極的に発信しましょう。

取組項目5-1 (2) 環境教育・学習の推進

町が実施する環境保全行動（施策）	
①	地域との連携・協働を図りながら、学校における環境教育を推進します。
②	小学校高学年を対象とした環境教育、小・中学生を対象としたエコライフ DAY、アンケートを実施し、脱炭素化や省エネルギーに対する意識を高めます。
③	彩の国資源循環工場や埼玉県環境整備センターの見学など町内の施設を活用した、環境教育を推進します。
④	自然活用型のイベントの拡充を図ります。
⑤	生涯学習による SDGs の視点を取り入れた環境教育プログラムを検討します。
⑥	環境保全に関する各種講座・教室の充実を図ります。
⑦	町民や事業者の自主的な環境学習活動を支援します。
⑧	環境保全に資する社会教育関係団体の育成・援助を図ります。
⑨	寄居生活学の達人登録などを通じ、環境関連の知識や技能を持った人材を発掘し、活用します。

町民が実施する環境保全行動	
①	家庭で環境問題について話し合みましょう。
②	身近な環境調査やこどもエコクラブなどに参加しましょう。
③	自然観察会などに参加しましょう。
④	環境学習講座に参加しましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	SDGs の視点を取り入れた環境学習会を開催・参加しましょう。
②	環境学習を進めるために事業所内で環境学習リーダーを育成しましょう。

取組項目5-1 (3) 協働による環境保全活動の展開

町が実施する環境保全行動（施策）	
①	コミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの活性化に努めます。
②	公園・緑地の維持管理や環境美化活動など、町民参加型の環境保全活動を支援し、協働の機会を充実します。
③	ボランティアへの興味や関心を深めるきっかけづくりや、情報提供を積極的に行います。
④	ボランティア活動などを主導するリーダー・人材の育成に取り組みます。
⑤	NPO法人などの活動情報の収集・提供に努め、NPO法人、町民、町それぞれの橋渡しの役割を果たします。
⑥	事業者との森づくり協定の締結など、事業者との協働による環境保全活動の拡大に努めます。

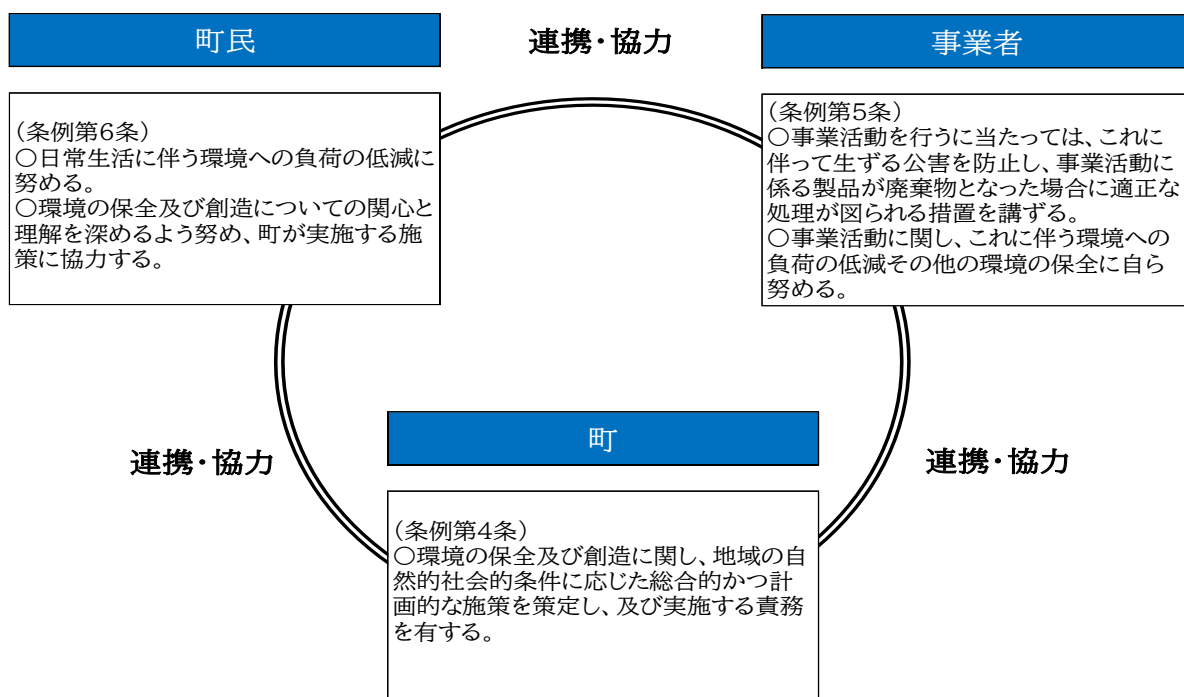
町民が実施する環境保全行動	
①	地域コミュニティによる環境美化活動に参加しましょう。
②	NPO・町民団体などによる環境保全活動・イベントなどに参加・協力しましょう。

事業者が実施する環境保全行動	
①	事業者の人材や知識を活かし、地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。
②	NPO・町民団体などの活動を支援しましょう。
③	町との森づくり協定の締結など、町との協働による環境保全活動の拡大に努めましょう。

第5章 計画の推進

第1節 各主体の役割

寄居町の望ましい環境像の実現に向け、町民、事業者、町が環境の保全及び創造に向け、「寄居町環境基本条例」第4条から第6条に基づき、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していくことが重要です。



計画の推進イメージ

役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していくため、町民・事業者・町における役割を、以下のとおり取りまとめました。

これらを参考にし、環境に配慮した行動に取り組んでいくことが大切です。

1 町民の役割

町民は、寄居町をはじめとする地球環境の保全と創造を推進する上での原動力であることを認識し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していきます。

また、目指すべき環境像の達成に向けて行政区・事業者・町と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や行政施策へ積極的に参加・協力します。

2 事業者の役割

事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めます。

また、目指すべき環境像の達成に向けて町や町民と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や行政施策へ積極的に参加・協力します。

3 町の役割

町は、寄居町環境基本条例及び寄居町環境基本計画に基づき、国や県・行政区・町民、事業者との協働により、環境保全に向けての施策を企画・推進します。

また、町民や事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の開催・運営を行い、町民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。

さらに、町自らが消費者であり、事業者であることを認識し、町が実施する事務及び事業において率先して環境保全活動に取り組みます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の推進体制

■寄居町環境審議会

寄居町環境基本条例に基づき、環境基本計画に関する事、その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について、町長の諮問に応じて調査審議します。

環境基本計画の施策の進捗状況について、町より報告を受け、評価を行います。

■広域的な連携

環境保全活動や環境学習の支援、団体の連携及び情報の共有を行い、町民、事業者及び町の各主体が一体となった環境基本計画の推進を図ります。

また、大気汚染や水質汚染など広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、関係機関と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

■庁内推進会議

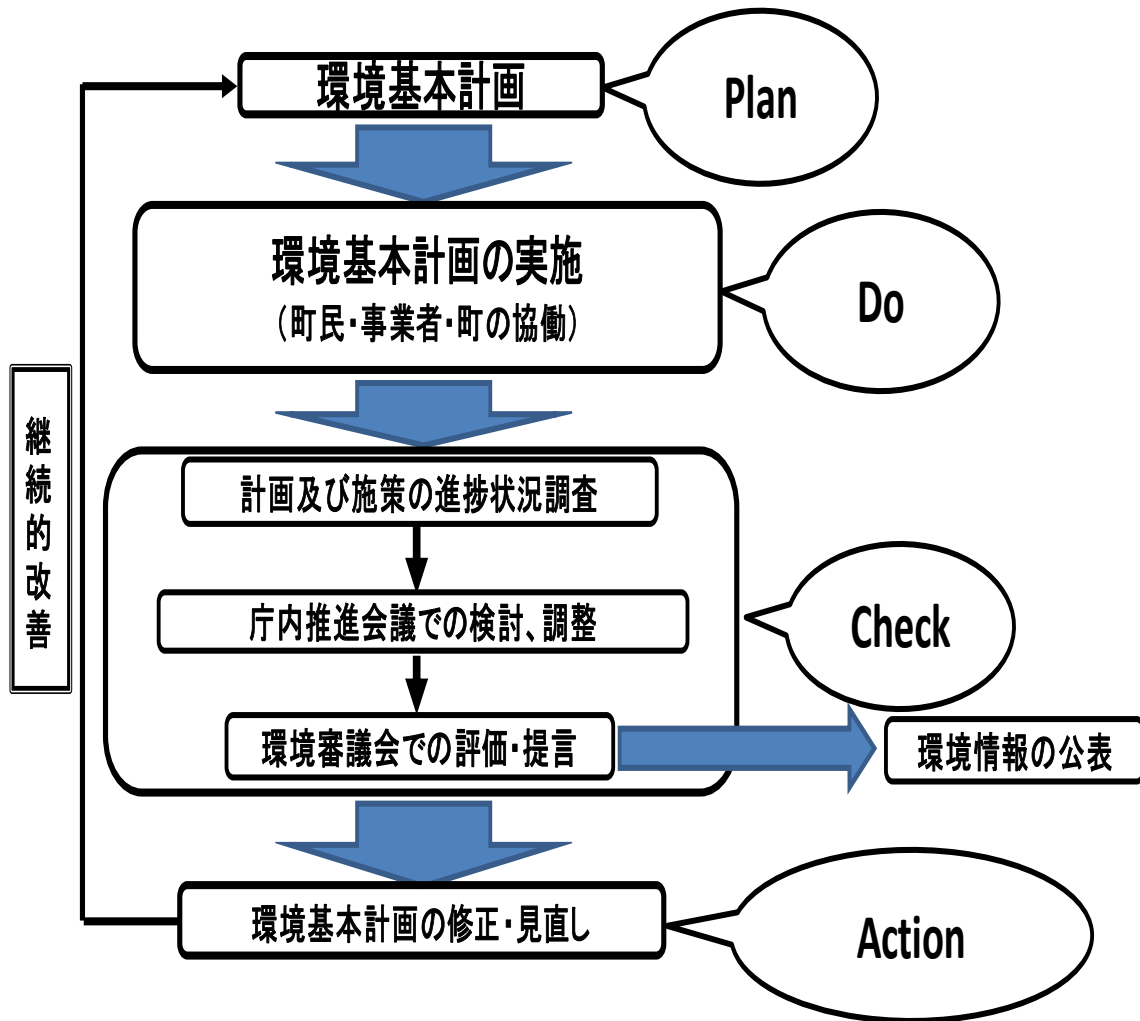
環境基本計画を総合的、計画的に推進するため、環境施策の検討や調整、各課の進捗状況の把握を行います。年度末には、環境基本計画の進捗状況を取りまとめ、必要に応じて見直しを行い、環境基本計画年次報告書を作成し、寄居町環境審議会に報告するとともに、町ホームページなどを通じて町民・事業者へ公表を行います。

2 計画の進行管理

本計画は、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な見直し・改善までの一連の流れを、Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（点検）⇒Action（見直し行動）のサイクルにより、計画の進捗状況を評価・把握しつつ推進していきます。

計画及び施策の実施状況は、環境保全主管課により各種データ等の調査を実施し、その結果を庁内推進会議へ報告することにより、全庁的に計画推進状況の定期的な検討・把握を行います。

これらの結果は、環境審議会への報告を通じて評価・提言をいただき、継続的に計画を見直し、実行する体制を構築します。



■計画の見直し

寄居町環境基本計画は、「第1章 第2節 計画の期間」に示した見直しを行うほか、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本町の環境に大きな変化が生じた場合などには、「庁内推進会議」において計画の見直しに関する検討を行い、適宜見直しを行います。

資料編

資料1 施策指標一覧

【取組の方針1-1】豊かで美しい水と緑を保全しよう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
町民満足度（豊かな自然環境）	48.1% （平成27年度）	46.0% （令和3年度調査）	60%
森林整備事業面積	192.56ha （平成27年度）	233.76ha （令和3年度）	280ha
耕作放棄地等の面積	489ha ^{※1} （平成27年度）	249ha ^{※2} （令和3年度）	249ha

【取組の方針1-2】まちに息づく生き物を保全しよう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
アライグマ・ハクビシンの被害苦情件数（防除計画）	—	38件 （令和3年度）	30件

【取組の方針2-1】公害のないまちを目指そう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
光化学オキシダントの環境基準達成状況（寄居測定局：大気汚染常時監視測定局）	0.124ppm （平成27年度） ※昼間の1時間値の最高値	0.104ppm （令和3年度） ※昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成 （0.06ppm/h以下）
町内河川の水質（BOD濃度）27河川30地点	2.5mg/l未満 21地点 （平成25～27年度）	2.5mg/l未満 22地点 （平成31～令和3年度）	2.5mg/l未満 30地点
生活排水処理施設の普及率（生活排水処理形態別普及計画人口）	70.1% （平成27年度）	74.7% （令和3年度）	100%

【取組の方針2-2】有害化学物質の排出を防ごう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
ごみの野外焼却に関する苦情件数	—	19件 （令和3年度）	10件

【取組の方針3-1】きれいで清潔なまちにしよう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
不法投棄に関する報告件数	26件 （平成27年度）	16件 （令和3年度）	13件

【取組の方針3-2】暮らしやすく愛着の持てるまちをつくろう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
公共交通利用者数 （3路線合計）	227万人 （平成26年利用者数）	134万人 （令和2年利用者数）	227万人
町民満足度 （公園や緑地の整備状況）	6.4% （平成27年度）	12.3% （令和3年度調査）	20%
街区公園の清掃等の活動回数	27回 （平成27年度）	27回 （令和3年度）	27回
環境美化サポート制度による 緑地等の整備箇所数の維持	6箇所 （平成27年度）	8箇所 （令和3年度）	8箇所
鉢形城公園・歴史館に対する満足度	71.2% （平成27年度）	68.2% （平成30年度）	72.0%

【取組の方針4-1】脱炭素社会の実現に取り組もう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
公用車におけるエコカーの台数	10台 （平成27年度）	14台 （令和3年度）	23台
庁舎照明のLED化率	10%未満 （平成27年度）	90.6% （令和3年度）	100%
エコハウス推進事業補助金交付件数	—	28件 （令和3年度）	30件
町施設の温室効果ガスの排出量削減	—	平成25年度比 △33.2% （令和3年度）	平成25年度比 △40.1%
町施設の電気使用量の削減	—	6,266,525 kWh （令和3年度）	5,834,135 kWh

【取組の方針4-2】資源循環型のライフスタイルを実践しよう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
資源物回収量	294 t/年 （平成27年度）	467 t/年 （令和3年度）	537 t/年
リサイクル活動団体資源物回収量	797 t/年	434 t/年 （令和3年度）	800 t/年
一人一日あたり家庭ごみ排出量 （資源物を除く）	—	688g/人・日 （令和3年度）	578g/人・日

【取組の方針5-1】環境にやさしい行動をする人の環を広げよう

施策の指標	策定時	現状値	目標値（令和9年度）
環境学習講座開催回数	4回 （平成27年度）	0回 （令和3年度）	5回
緑の少年団活動参加者数	99人 （平成27年度）	93人 （令和3年度）	120人
環境美化活動への参加者数	13,847人 （平成27年度）	9,496人 （令和3年度）	15,000人

資料2 環境保全行動一覧（主な担当課一覧 令和4年度改定時点）

取組項目1-1（1）豊かな山の緑の保全・活用

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	法令、都市計画マスタープラン等に基づき、自然公園区域や山林、農地の保全に努めます。	農林課 生環エコ※
②	緑の基本計画の見直しを進め、町の緑地環境の将来像を示すとともに、保全・再生すべき重要な緑地や、そのために必要な施策などを検討します。	生環エコ 都市計画課
③	森林の持つ多様な機能を保全し治山を進めるため、土砂流出防備機能を持つ保安林や水源かん養機能を持つ森林の維持増進を図ります。	農林課
④	ふるさとの緑の景観地の保全を図ります。	生環エコ
⑤	森林所有者・組織に対して、森林保全活動に対する補助を行います。	農林課
⑥	森林などの維持管理及び自然資源を適切に整備・保全し、CO ₂ 吸収量の確保に努めます。	農林課
⑦	町民や事業者が森林の維持管理に参加する仕組みを検討します。	農林課
⑧	町や関係団体などのイベントを通じ、里山の魅力を発信します。	農林課
⑨	緑の少年団の活動や、親子などを対象に自然・里山と触れ合う機会を創出します。	農林課

※生環エコ：生活環境エコタウン課

取組項目1-1（2）自然がもたらす清流と、水循環の確保

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	「名水百選」に認定されている風布川・日本水などの水資源の保全に努めます。	商工観光課 生環エコ
②	町内を流れる河川や円良田湖などの水辺空間を保全します。	農林課 商工観光課 建設課
③	地域住民と協力し、清掃活動や整備を行い、水辺の良好な環境を保ちます。	生環エコ
④	親水性や生態系に配慮しながら、水害に備えた河川の改修を進めます。	建設課
⑤	保安林や水源かん養機能を持つ森林の保全に努めます。	農林課
⑥	公共事業においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。	建設課 都市計画課
⑦	公共施設においては、節水型機器などの導入を図ります。	庁内各課
⑧	節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の啓発・高揚を図ります。	上下水道課

取組項目1-1 (3) 農地の多面的機能の保全

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	雨水の保水や浸透、生物の生息空間、景観形成等の多面的な環境保全機能を持つ農地の保全に努めます。	農林課
②	法令に基づき、農用地区域の保全に努めます。	農林課
③	農林業振興ビジョンに基づき、計画的な農業振興を推進します。	農林課
④	苗木購入補助などの実施や農地中間管理事業を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消に努めます。	農林課
⑤	有機野菜などの生産を促進します。	農林課
⑥	彩の国資源循環工場内で作られた有機肥料の活用を推進します。	農林課

取組項目1-2 (1) 生き物と生き物の生育・生息空間の確保

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	町に自生するカタクリを保全します。	都市計画課
②	生き物などの生息環境に配慮した河川や道路、都市公園の整備、緑化を推進します。	建設課 都市計画課
③	都市公園の整備にあたっては、動植物の生息環境、地域の植生特性に配慮した緑化樹木を選定します。	都市計画課
④	有害鳥獣や特定外来生物の捕獲事業などを進めます。	生環エコ 農林課
⑤	町民、事業者、自然保護グループ等が、ビオトープづくりや生息空間の維持管理に積極的に参加できる仕組みについて検討します。	生環エコ
⑥	自然観察教室などの開催・充実を図ります。	生環エコ 生涯学習課
⑦	関係機関と連携し、自然環境の情報収集と情報の共有化に努めます。	生環エコ

取組項目2-1 (1) 大気環境の保全

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	「大気汚染防止法」などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。	生環エコ
②	県や周辺の市町村などと連携して自動車などの移動発生源対策に努めます。	生環エコ
③	汚染物質の排出抑制に向けた情報提供や意識啓発に努めます。	生環エコ
④	町の公用車については環境にやさしいエコカーの導入に努めます。	総務課

⑤	町民や事業者へのエコカーの普及・拡大を促進します。	生環エコ
⑥	空ぶかしや急加速はしない、経済速度を守る、自動車のトランクを倉庫代わりに使わない、アイドリングストップ運動など、エコドライブの実践を促進します。	生環エコ
⑦	町民や事業者の公共交通機関の利用を促進します。	都市計画課

取組項目2-1 (2) 水質環境の保全

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	寄居町生活排水処理基本計画に基づき生活排水処理の適正化に努めます。	生環エコ
②	主要な河川の定期的な水質調査を実施します。	生環エコ
③	男衾駅周辺の用途地域内の公共下水道の整備を完了させます。	上下水道課
④	汚泥再生処理センターの効率的・経済的な処理方法を検討します。	生環エコ
⑤	公共下水道及び農業集落排水処理施設の接続率の向上を図るとともに、適切な維持管理を行います。	上下水道課
⑥	くみ取便槽及び単独処理浄化槽からの転換に係る補助金交付や公設浄化槽区域の拡大などにより合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理について啓発を行います。	生環エコ
⑦	「水質汚濁防止法」などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。	生環エコ
⑧	家庭における適正な排水処理の促進に向けた、情報提供や意識啓発を推進します。	生環エコ

取組項目2-1 (3) 騒音・振動の防止

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	事業所に対して、「騒音規制法」や「振動規制法」などに基づき規制・基準の遵守について指導します。	生環エコ
②	交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音・振動の低減対策に努めます。	生環エコ
③	騒音・振動防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。	生環エコ
④	騒音などの原因となる空ぶかしや急加速はしません。また、住宅地内における低速走行の実践を促進します。	生環エコ
⑤	駐停車中のアイドリングストップの実践を促進します。	生環エコ
⑥	道路の維持補修に努めます。	建設課
⑦	町民一人一人の騒音防止について意識啓発に努めます。	生環エコ

取組項目2-1 (4) その他の公害の防止

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	土壌汚染を防止するため、法令などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。	生環エコ
②	土壌汚染防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。	生環エコ
③	悪臭を防止するため、悪臭防止法などに基づき、規制・基準の遵守について指導します。	生環エコ
④	悪臭防止のための諸施策を実施し、生活環境の保全に努めます。	生環エコ
⑤	家畜排せつ物の管理の適正化を図るため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく畜産業者への指導について、関係機関と協力します。	農林課
⑥	悪臭防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。	生環エコ
⑦	不適正な土地の埋立て等を防止するため、「寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」などに基づき、規制・基準の遵守について指導します。	生環エコ

取組項目2-2 (1) ダイオキシン類対策等の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づく事業所への指導等について、関係機関と協力します。	生環エコ
②	ごみの野外焼却の防止を徹底します。	生環エコ
③	「寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づく適正な廃棄物処理を推進します。	生環エコ
④	町民に対し、ごみの分別の徹底を要請し、有害ごみによる汚染を未然に防止するように努めます。	生環エコ
⑤	ダイオキシン類などの有害化学物質に関わる情報の収集及び提供に努めます。	生環エコ
⑥	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づき、関係機関と連携し、有害化学物質の使用や排出状況等に関する情報提供を行います。	生環エコ
⑦	農薬の適正使用や管理について、関係機関と協力し指導を図ります。	農林課
⑧	関係機関と連携を図りながら、有害化学物質の削減に向けた取組についての検討に努めます。	生環エコ
⑨	放射性物質については、定期的に測定を行い安全性について監視します。	生環エコ 上下水道課 教育総務課

取組項目3-1 (1) ごみの不法投棄の防止

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	地域と連携し不法投棄の監視強化や防止対策を図ります。	生環エコ

②	不法投棄物の速やかな撤去に向けて関係機関と協力し、土地所有者・占有者に対して助言や指導を行います。	生環エコ
③	ごみのポイ捨て防止や持ち帰りの啓発活動を推進します。	生環エコ
④	広報活動を通じて、犬のフンを持ち帰るなど、ペットの適正飼育を指導します。	生環エコ

取組項目3-2 (1) 環境や人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	都市計画マスタープラン、立地適正化計画などにより、コンパクトで自然と市街地の調和のとれた活力あるまちづくりを推進します。	都市計画課
②	整備された中心市街地の活性化を図るとともに、関係機関と連携し魅力ある街並みの創出などにより中心市街地への居住誘導を推進します。	中心市街地※ 都市計画課
③	荒川周辺の水辺整備や回遊性を高めるルートを生かした、中心市街地の活気を創出するまちづくりを進めます。	建設課 商工観光課 中心市街地 都市計画課
④	民間事業者などの活力を活かした、男衾駅周辺の新市街地整備を推進します。	都市計画課
⑤	各鉄道の利便性の向上を要望するほか、路線バスや愛のりタクシーなどの公共交通網の再構築を図り、自家用車に依存しないまちづくりを進めます。	都市計画課
⑥	駅や公共施設の未整備箇所にスロープや多目的トイレなどを設置し、バリアフリー化に取り組みます。	都市計画課
⑦	歩車道の分離と交通安全施設の整備を図ります。	建設課 都市計画課
⑧	駐輪場の整備と放置自転車の監視活動の強化を図ります。	生環エコ

※中心市街地：中心市街地活性化推進室

取組項目3-2 (2) 緑豊かな景観・街並みの形成

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	大規模な建築物などの届出に対しては、「埼玉県景観条例」による指導・助言を行います。	都市計画課
②	寄居町緑の基本計画を見直し、町の公園・緑地の将来像を定め、整備・保全施策を推進します。	都市計画課
③	公共施設や道路沿道については、地域の特性を踏まえた樹種による緑化を推進します。	庁内各課
④	公園・緑地の維持管理・環境づくりを地元住民と協力しながら行います。	都市計画課
⑤	ボランティアによる植樹帯に花を植えるなどのモデル事業を推進します。	建設課 都市計画課
⑥	ベランダ緑化や生垣緑化など、個人住宅や事業所における緑化の普及に努めます。	生環エコ
⑦	空き地、空き家等の所有者などに対し、適正な管理を行うよう要請や指導を行います。	自治防災課 生環エコ

⑧	照明などによる光害について、「光害対策ガイドライン」に基づき指導します。	生環エコ
⑨	「寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に基づき、規制・基準の遵守について指導します。	生環エコ

取組項目3-2 (3) 歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	文化財の保存・管理を推進します。	生涯学習課
②	文化財保護思想の普及・啓発を図ります。	生涯学習課
③	鉢形城公園を適正に維持管理・活用するとともに、城跡の発掘調査・保存整備を推進します。	生涯学習課
④	鉢形城歴史館の常設展示室のリニューアルやイベントの開催、魅力や内容を伝える広報活動など、管理・運営を行います。	生涯学習課
⑤	各種祭りや伝統行事の実施主体に対する支援を行います。	商工観光課
⑥	古くから受け継がれている地域の伝統行事が若者たちに継承されていく環境をつくっていきます。	生涯学習課

取組項目4-1 (1) 低炭素型機器・設備の導入の促進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	バイオマス資源や再生可能エネルギーの利用を推進します。	生環エコ
②	町が管理する公共施設で使用する電気は、再生可能エネルギー電力の調達を行います。	庁内各課
③	公共施設における省資源・省エネルギー型の施設整備を推進します。	庁内各課
④	町が管理する公共施設の照明のLED化を進めます。	庁内各課
⑤	公用車の更新時は、エコカー（電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、燃料電池自動車（FCV）、天然ガス自動車（CNGなど））への転換を進めます。	総務課
⑥	水道の老朽管の更新を推進し、安定給水に努めます。	上下水道課
⑦	町民、事業者に対し、脱炭素化を目指すため、低炭素型機器の利用の意義や導入効果に関する情報提供やイベント、講座の開催を行います。	生環エコ
⑧	住宅、建物等の低炭素型機器の導入支援などにより、エコハウス化の推進をします。	生環エコ

取組項目4-1 (2) 環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。	生環エコ
②	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、総合的な地球温暖化対策や省エネルギー対策を推進します。	生環エコ
③	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、更なる温室効果ガスの削減を推進します。	生環エコ
④	冷暖房の適正な温度設定、クールビズ・ウォームビズ、照明・パソコンなどのこまめなオン・オフなど、町職員の率先的な省エネ行動を実践します。	財務課
⑤	働きやすいオフィス服装やサステイナブルファッションを推進します。	生環エコ
⑥	テレワークを推進します。	総務課 総合政策課
⑦	公共交通機関の利用やアイドリングストップなどのエコドライブの実践を促進します。	生環エコ 都市計画課
⑧	電気自動車の効率的な運用を推進し、ゼロカーボン・ドライブへの取組を進めます。	生環エコ
⑨	情報提供、意識啓発により家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。	生環エコ
⑩	町内近隣に移動するときは、公用車の使用を控え徒歩や自転車を使用します。	庁内各課

取組項目4-2 (1) ごみの発生抑制とリサイクルの推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	大里広域市町村圏組合との連携により、ごみの減量、分別、リサイクルを推進します。	生環エコ
②	さらなるごみの減量化とリサイクルのため、廃プラリサイクル事業などの検討を行います。	生環エコ
③	町内における廃棄物処理施設の設置については、彩の国資源循環工場区域内に限定し、その他の地域は認めないこととします。	生環エコ
④	公共施設における優先したごみの排出抑制を推進します。	庁内各課
⑤	建設工事などでの廃棄物は、再資源化による再生資材として公共工事での利用を進めます。	庁内各課
⑥	広報、パンフレット等による町民の自主的排出抑制・資源化方法に関する情報提供を行います。	生環エコ
⑦	地域のリサイクル活動を促進するため、活動団体への奨励金の支給を行います。	生環エコ
⑧	事業所での資源物の再利用・資源化方法についてパンフレットなどによる情報提供を行います。	生環エコ
⑨	事業所内での再利用、自ら業者委託するなどの資源化に関する指導を行います。	生環エコ

⑩	包装の簡素化・適正化に向けた町民への意識啓発及び事業者に対する適正包装などの要請を図っていきます。	生環エコ 商工観光課
⑪	家電リサイクル法に基づく販売店への引き取り体制の指導を行います。	生環エコ
⑫	資源回収業者及び再生業者の確保に努め、業者との協議及び連絡・仲介体制を整備します。	生環エコ
⑬	ワンウェイプラスチックの削減対策を進めます。	生環エコ
⑭	マイボトルを推進し、会議などでのペットボトルの使用を無くします。	庁内各課
⑮	会議などでのペーパーレス化を積極的に推進します。	庁内各課

取組項目4-2 (2) 廃棄物の適正な処理の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく適正な処理を実施します。	生環エコ
②	ごみの分別の徹底に向けた指導を行います。	生環エコ
③	ごみの分別が、よりわかりやすいパンフレットの作成などを行います。	生環エコ
④	各種の法令に準じた分別方法、回収等を推進します。	生環エコ
⑤	不法投棄、違法行為等の防止に向けて、関係機関と協議し、監視・指導体制の強化を図ります。	生環エコ
⑥	埼玉県環境整備センターへの埋立て廃棄物や地下水などについて、定期的な検査を実施します。	生環エコ

取組項目5-1 (1) 環境情報の共有化の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	モニタリング調査により、町の環境の状況を監視・把握します。	生環エコ
②	新たな環境問題や環境関連政策などの情報収集に努めます。	生環エコ
③	環境保全に関わる町民・事業者などの意見の把握に努めます。	生環エコ
④	県や町民団体、事業者との連携を図り、環境情報の収集や情報の共有化に努めます。	生環エコ
⑤	ホームページや広報誌などを充実し、環境関連の情報を積極的に発信します。	生環エコ

取組項目5－1（2）環境教育・学習の推進

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	地域との連携・協働を図りながら、学校における環境教育を推進します。	教育指導課
②	小学校高学年を対象とした環境教育、小・中学生を対象としたエコライフ DAY、アンケートを実施し、脱炭素化や省エネルギーに対する意識を高めます。	生環エコ教育指導課
③	彩の国資源循環工場や埼玉県環境整備センターの見学など町内の施設を活用した、環境教育を推進します。	生環エコ教育指導課
④	自然活用型のイベントの拡充を図ります。	生環エコ生涯学習課
⑤	生涯学習による SDGs の視点を取り入れた環境教育プログラムを検討します。	生環エコ生涯学習課
⑥	環境保全に関する各種講座・教室の充実を図ります。	生環エコ生涯学習課
⑦	町民や事業者の自主的な環境学習活動を支援します。	生涯学習課
⑧	環境保全に資する社会教育関係団体の育成・援助を図ります。	生涯学習課
⑨	寄居生活学の達人登録などを通じ、環境関連の知識や技能を持った人材を発掘し、活用します。	生涯学習課

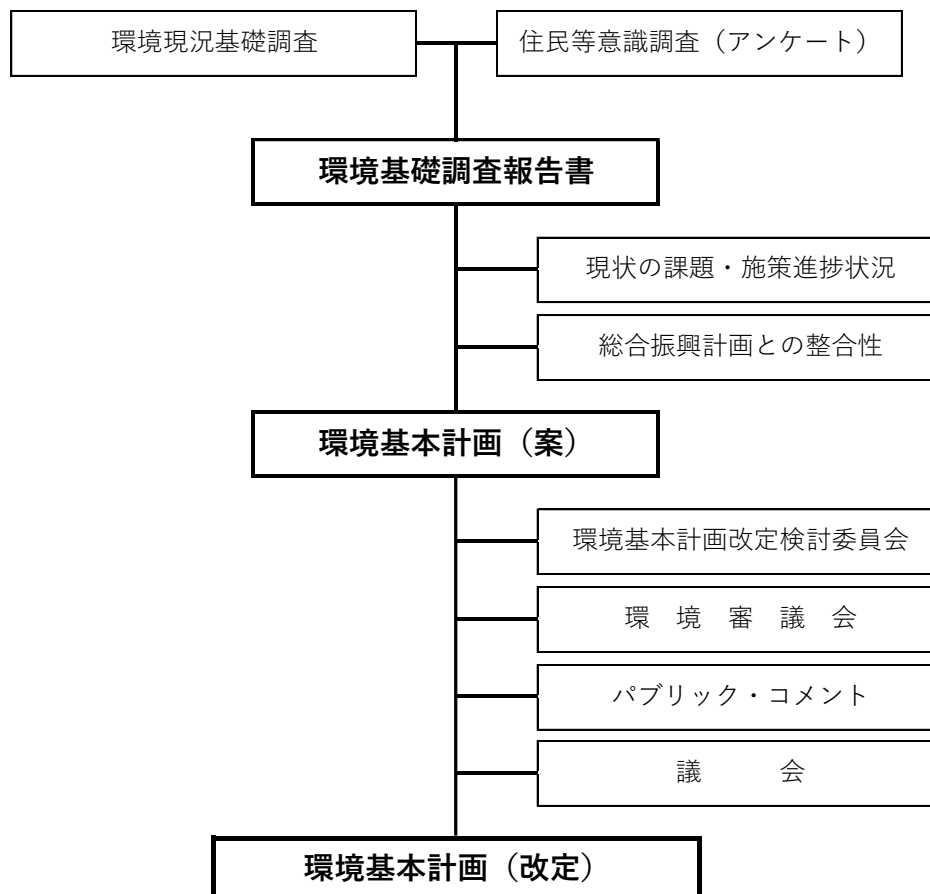
取組項目5－1（3）協働による環境保全活動の展開

番号	町が実施する環境保全行動（施策）	担当課
①	コミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの活性化に努めます。	自治防災課
②	公園・緑地の維持管理や環境美化活動など、町民参加型の環境保全活動を支援し、協働の機会を充実します。	都市計画課
③	ボランティアへの興味や関心を深めるきっかけづくりや、情報提供を積極的に行います。	庁内各課
④	ボランティア活動などを主導するリーダー・人材の育成に取り組みます。	自治防災課
⑤	NPO法人などの活動情報の収集・提供に努め、NPO法人、町民、町それぞれの橋渡しの役割を果たします。	自治防災課
⑥	事業者との森づくり協定の締結など、事業者との協働による環境保全活動の拡大に努めます。	生環エコ農林課

資料3 寄居町環境基本計画策定の経緯

年月	内容
平成 14 年 12 月	寄居町環境基本条例（平成 14 年 12 月 24 日施行）
平成 17 年 3 月	寄居町環境基本計画を策定
平成 29 年 4 月	寄居町環境基本計画（第 2 次）を策定
年月	寄居町環境基本計画（第 2 次改定版）策定の経緯
令和 4 年 10 月	寄居町環境基本計画改定検討委員会を設置
11 月	第 1 回寄居町環境基本計画改定検討委員会
	第 2 回寄居町環境基本計画改定検討委員会
12 月	寄居町環境審議会（諮問）
	寄居町議会（全員協議会）
	パブリック・コメント（町民からの意見を募集）
令和 5 年 1 月	第 3 回寄居町環境基本計画改定検討委員会
2 月	寄居町環境審議会
3 月	寄居町環境審議会（答申）
	寄居町議会（全員協議会） 報告
	寄居町環境基本計画（第 2 次改定版）を策定

寄居町環境基本計画（第 2 次改定版）策定の流れ



資料4 寄居町環境基本条例

平成14年12月24日条例第39号

平成18年 3月24日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることから、日常生活及び事業活動において、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全

及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるよう努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮の優先)

第7条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造への配慮に努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、寄居町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第9条 町長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成の措置)

第10条 町は、環境の保全及び創造について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第13条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、第12条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第15条 町は、環境の状況の把握又は環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第16条 町は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に町民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第18条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(町民及び事業者との連携)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等町民及び事業者等との連携に努めるものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、寄居町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員9人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 町民の代表者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料5 諮問・答申

寄生環発第3930号

令和4年11月28日

寄居町環境審議会
会長 我妻 玉男 様

寄居町長 峯岸 克明



第2次寄居町環境基本計画の改定について（諮問）

この計画について、寄居町環境基本条例（平成14年寄居町条例第39号）第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

寄居町環境基本計画は、第6次寄居町総合振興計画に掲げる本町の将来像である「可能性∞笑顔満タンよりいまち」の実現を環境面から目指すものであり、計画の推進にあたっては、進捗状況を点検するとともに、経済社会の変化や町の制度・整備等の進み具合に合わせて、適宜見直しを行うこととしています。

このことから、現状の課題や施策進捗状況に即した取り組みを改めて位置づけるとともに、各施策について第6次寄居町総合振興計画（後期基本計画）との整合性を図る必要があることから、第2次寄居町環境基本計画の改定を行うものです。

寄環審発第1号
令和5年3月10日

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町環境審議会会長 我妻 玉男



第2次寄居町環境基本計画の改定について（答申）

令和4年11月28日付け寄環発第3930号により諮問のありました第2次寄居町環境基本計画の改定について、その内容を慎重に審議した結果、適切なものと認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画の理念を踏まえた町が目指すべき望ましい環境像である「豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち」の実現のために、広く計画の周知に努め、町民、事業者と町が一体となって推進すること。
- 2 地球温暖化対策にあたっては、脱炭素、再生可能エネルギーの利用促進、廃棄物の削減とリサイクルなど、積極的な推進を図ること。
- 3 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや様々な環境問題に関する社会情勢の変化等に鑑み、必要な計画の見直しについては、適切かつ柔軟に対応すること。

資料6 寄居町環境審議会規則

平成14年12月24日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、寄居町環境基本条例（平成14年寄居町条例第39号）第21条第5項の規定に基づき、寄居町環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己等の利害に直接関係のある事項を審議する場合は、議事に加わるできない。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)抄

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料7 寄居町環境審議会委員名簿

(令和4年11月諮問時～令和5年3月答申時)

氏名	区分	役職
本間 政道	町議会議員	
大澤 博	//	
岡本 安明	//	
小山 省吾	識見を有する者	埼玉県北部環境管理事務所長
高橋 和宏	//	埼玉県環境整備センター所長
坂井 康礼	//	寄居警察署生活安全課長
我妻 玉男	//	寄居町公衆衛生連絡協議会長
串田 千恵子	町民の代表者	
石井 康二	//	
大澤 啓良	//	

資料8 寄居町環境基本計画改定検討委員会設置要綱

寄居町訓令第11号

本 庁
出先機関

寄居町環境基本計画改定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年10月27日

寄居町長 峯岸 克明

寄居町環境基本計画改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 寄居町環境基本計画（以下「基本計画」という。）の改定を行うため、寄居町環境基本計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、町が実施すべき環境の保全及び創造のために必要な施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために基本計画の改定検討を行う。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長の職にある者を充て、副委員長は、総務課長の職にある者を充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(検討委員会)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第6条 検討委員会の検討を効率的に行うため、寄居町環境基本計画改定作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
副町長
総務課長
総合政策課長
財務課長
自治防災課長
生活環境エコタウン課長
農林課長
商工観光課長
企業誘致戦略室長
中心市街地活性化推進室長
建設課長
都市計画課長
上下水道課長
教育総務課長
教育指導課長
生涯学習課長

資料9 環境用語集

(ア行)

- ・アイドリングストップ

自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、出来るだけやめること。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、排ガスも減らせる。

- ・愛のりタクシー

町が平成25年度（2013年度）から開始した、交通手段に不便をきたしている方に自宅から目的地まで、乗り合いタクシーによる送迎サービスを行う事業の名称。複数の方が相乗りで利用することができ大変便利、そして未永く町民に愛されるタクシーであってほしいという願いをこめて名付けられた。

- ・新たな生活様式

新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針。

- ・エコカー

環境への負担が少ない車の総称。従来のエンジンの改良、電気自動車（EV）、エンジンと電気モーターのハイブリッドなどが試みられている。エコロジーカー。環境対応車。

- ・エコドライブ

停車中のアイドリングをしない、急加速や急発進をせず適正速度を守る、適切な整備をする、電車やバスの利用等により車の利用を減らすなど、環境に配慮して自動車を利用すること。

- ・エコハウス

地域の気候風土や敷地の条件、住まい方に応じて自然エネルギーが最大限に活かされること、さらに身近に手に入る地域の材料を使用する等、環境に負担をかけない方法で建てられること。

- ・エコライフ

省エネルギーや廃棄物の削減、リサイクルの推進など、環境保全に配慮した日常生活のこと。

- ・エコライフDAY

チェックシートを利用してエコライフを県民に体験してもらう埼玉県の取り組み。

- ・SDGs

平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された令和12年（2030年）までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成された国際目標。

- ・ NPO法人

NPOとは「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

- ・ 温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。京都議定書では、温室効果ガスとして二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類とされている。

(力行)

- ・ 外来種

一般的には、「外来生物」とほぼ同義で用いられている事が多い。導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育または生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。）。

- ・ 合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。なお、従前は水洗し尿のみを処理する施設（単独処理浄化槽）も浄化槽に含まれていたが、改正浄化槽法の施行（平成13年4月1日）に伴い、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設（合併処理浄化槽）に一本化された。

- ・ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

- ・ 環境教育・環境学習

人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すもの。

- ・ 環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表せないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

・環境基準

環境基本法により国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

・環境基本法

平成5年（1993年）11月19日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的強調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

・環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

・環境美化サポート制度

町が管理している道路や公共施設、公園などの清掃や植栽の美化活動をボランティアでやっていただける団体や企業を支援する制度。

・環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針・計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構が定めた国際規格ISO14001がある。

・帰化植物

人為的な導入や偶発的な移入により侵入・定着し、野生化した植物（外来種のうち野外に定着したものを帰化種という。）。

・気候変動枠組条約締約国会議（COP26）/パリ協定

平成27年（2015年）12月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる新たな国際枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。パリ協定では途上国を含め条約に加盟する全ての国・地域が責任を負うこととなった。そしてその6年後の令和3年（2021年）10月、英国のグラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、気候変動対策の基準が1.5度に事実上設定され、石炭火力発電所の段階的削減、途上国への気候変動対策資金の追加援助、パリ協定ルールブックが完成した。

・気候サミット

国連事務総長が世界のリーダーから気候に関するアクションと意欲を引き出すことを目指すため、ニューヨークの国連本部で開催される会議、リーダーとは国連加盟国の各首長に加えて、金融、企業、市民社会、地方自治体等官民双方のリーダーが含まれている。

・協働

町民・事業者・町が対等の立場で連携し、お互いの信頼関係のもと、力を合わせ、協力しまちづくりに働くこと。

・クビアカツヤカミキリ

コウチュウ目カミキリムシ科に分類される昆虫の一種。別名クロジャコウカミキリとも呼ばれる。幼虫はサクラやウメ、モモなどのバラ科樹木に寄生し、生木を摂食しながら2～3年かけて成長し、成虫となる。平成30年（2018年）1月に環境省より特定外来生物に指定された。

・グラスゴー気候合意

令和3年（2021年）に開催されたCOP26で合意された条約協定。「1. 5℃の目標」、「石炭火力発電の段階的な削減」、「炭素市場取引」の3要素が盛り込まれた。

・経済速度

経済速度とは、交通の円滑な交通流を乱すことなくできるだけ低いエンジン回転数で効率良く走れるスピードのことをいう。

・公害

公害は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気の汚染、（2）水質の汚濁、（3）土壌の汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤の沈下及び（7）悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この（1）から（7）までの7種類は”典型7公害”と呼ばれている。

・光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN（Peroxy-acetylnitrate）等の酸化物の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉などの粘膜を刺激することがある。

・公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがあり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

- ・高効率型給湯器
エネルギーの消費効率に優れた給湯器。潜熱回収型、ガスエンジン型、ヒートポンプ型などがある。
- ・コージェネレーションシステム
発電と同時に発生した熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する、高効率のエネルギー供給システム。
- ・こどもエコクラブ
子供たちの環境保全意識を醸成するとともに、地域の中で仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組、活動を目的とした団体活動のことで、平成7年（1995年）6月5日（環境の日）より環境省によって行われている。

（サ行）

- ・彩の国資源循環工場
「彩の国資源循環工場」は、民間リサイクル施設（借地事業者）、PFIサーマルリサイクル施設（PFI事業者）、県営最終処分場、県と民間の研究施設で構成する総合的な「資源循環モデル施設」である。寄居町にある環境整備センター（県営最終処分場）内に整備されている。
- ・再生可能エネルギー
石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーではなく、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、地中熱といった一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）を排出しないエネルギーのこと。
- ・サステナブルファッション
衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。
- ・事業系ごみ
事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。
- ・シックハウス（症候群）
近年、住宅の高気密化などが進むに従って、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれている。その症状は、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によってさまざまである。

- ・資源循環型（社会）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。）では、まず、製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

- ・省資源・省エネルギー

石油や石炭、森林などの希少で限りある資源・エネルギーの枯渇を防ぐため、その消費の削減を図り、無駄をなくし、効率的に利用すること。また、再利用・再生利用したりすること。

- ・食品ロス

食品廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余り等を指す。

- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成25年（2015年）9月に国連サミットで採択された平成26年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標。序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めたミレニアム開発目標（MDGs：Millenium Deveropment Goals）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

- ・新エネルギー

新エネルギーとは、従来使っていた石油、石炭、天然ガス、原子力、水力などのエネルギーに対し、今後研究開発・導入が図られる新規開発エネルギーをいう。具体的には、太陽エネルギーなどのクリーンで無尽蔵な「再生可能エネルギー」、廃棄物や排熱などを利用する「リサイクル型エネルギー」、従来のエネルギー利用の効率化や環境との調和を図る「従来型エネルギーの新利用形態」などがある。

- ・浸透ます

ますの底面・側面を砕石等で充填し、建物に降った雨水を集めて、砕石等を通し土中に浸透させるもの。

- ・水源かん養（機能）

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っている。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

- ・水源の森百選

森林の役割を紹介し、理解を深めることなどのために、林野庁では、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつけられている等の代表的な森について「水源の森百選」として選定することとし、平成6年（1994年）12月から学識者で構成する委員会による検討を進め、平成7年（1995年）7月にこれを取りまとめた。

- ・生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿以外の排水のこと。炊事、洗濯、入浴等により排出される水。

- ・生態系

ある地域におけるすべての動植物や気候や土壌などのつながり（機構）のこと。これらの中では、様々なエネルギーや物質の循環が行われ、すべての構成要素が役割を果たし一つの機構（システム）を構成している。地球上にはそれぞれの環境に応じて様々な生態系が構成され、そこには多種多様な生物が生息している。

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）

BODはBiochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいう。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは河川の水の汚染状況を表すのに用いられる。

- ・ゼロカーボンシティ

令和32年（2050年）に二酸化炭素（CO₂）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら又は地方自治体として公表した自治体をいう。

- ・ゼロカーボン・ドライブ

再生可能電力と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、または燃料電池自動車（FCV）を活用した走行時の二酸化炭素（CO₂）排出量がゼロとなるドライブ。

（夕行）

- ・ダイオキシン

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程などで自然に生成されてしまう毒性のある物質のこと。約75種類あるダイオキシン類全体の濃度（毒性の強さ）をひとまとめにして表す単位として、通常pg-TEQを用いる。

- ・大気汚染

大気汚染物質には、一酸化炭素（CO）、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、炭化水素（HC）、鉛化合物、重金属などがあげられ、これらがばい煙、浮遊粒子状物質排気ガスとなって大気を汚染している。寄居町には寄居局、寄居桜沢自排局があり大気汚染に関する測定を行っている。

- ・脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出量をゼロにしようという取り組みのことで、二酸化炭素排出が実質ゼロになった社会を脱炭素社会という。

- ・単独処理浄化槽

家庭からの排水のうち、し尿のみを処理する処理装置をいう。

- ・低炭素型機器

二酸化炭素（CO₂）の削減を図ることを目的として規定された製造・流通・消費・廃棄段階の全てにおいて環境への影響が少なくなるように設計・製造され、販売された製品。

- ・テレワーク

情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く勤労形態をいう。

- ・透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

- ・特定外来生物

人間の活動により他地域から持ち込まれた外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生き物として特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく措置を講ずる必要があるとして、政令で定められた生物。

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする法律。

- ・都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。

(ナ行)

・日本100名城

公益財団法人日本城郭協会で、全国各地の名城探訪の手がかりとして「日本100名城」の選定を進めていたが、城郭愛好家からの推薦、専門家による選定会議を経て100名城が確定し、平成18年(2004年)2月13日に発表された。

(ハ行)

・バイオマス資源

生物から生まれた資源のことをいう。具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどがあげられる。

・バリアフリー

高齢者、障害者の日常生活や活動の妨げとなる障壁(バリア)を取り除くこと。

・ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生育環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

・光害

照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こる様々な影響のこと

・ふるさとの緑の景観地

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、武蔵野の面影を残す雑木林など、相当な広さにわたり埼玉らしき感じさせる樹林を中心とした優れた景観を有する区域を指定するもの。指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。埼玉県が指定する緑地。

・フロン

炭化水素の水素原子のいくつかを塩素原子とフッ素原子で置き換えた人工のガスの総称。化学的性質が安定しているため、エアコンの冷媒やスプレーの噴霧剤などとして幅広く利用されてきたが、オゾン層を破壊する力の強い特定フロンは、現在では国際条約などでその製造や輸入が禁止されている。

・ペーパーレス化

紙媒体を電子化してデータとして活用、保存すること。

- ・ HEMS

ホームエネルギーマネジメントシステムの略。電気やガスなどの使用量の「見える化」や、家電機器の「自動制御」により、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム。

- ・ 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

- ・ 放射性物質

放射能をもつ物質。特に、その核種が特定されていない場合、または多数の放射性核種の混合物である場合という。

(マ行)

- ・ 水の郷百選

水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進するため、地域固有の水をめぐる歴史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活かしたまちづくりに優れた成果を上げている107地域を、「水の郷百選」として、国土交通省が認定した。

- ・ 緑の少年団

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、心豊かな人間に育っていくことを目的に活動する自主的な団体。

- ・ 名水百選

環境省では、全国の清澄な水を再発見し、広く国民に紹介することを目的に、昭和60年（1985年）3月に「名水百選」を選定した。また、平成20年（2008年）6月には洞爺湖サミットの開催を記念して、新たに「平成の名水百選」を選定し、現在、日本全国に200の「名水」が選定されている。

(ヤ行)

- ・ 有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシンなど、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

- ・ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず全ての人が利用しやすいようデザインする考え方。

- ・用途地域

都市計画法に基づく地域地区で、市街地での大枠の土地利用を住居、商業、工業など目的ごとに定めたもの。土地利用構想における「コンパクトな市街地を形成する地域」。

(ラ行)

- ・ライフスタイル

従来、衣食住を中心とした生活を生活様式と呼んできたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを含めてライフスタイルと呼ぶようになった。

- ・(農業の) 6次産業化

生産(1次産業)・加工(2次産業)・流通販売(3次産業)を一体化した経営の多角化のこと。

(ワ行)

- ・ワーケーション

テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

- ・ワンウェイプラスチック

食事で使用されるプラスチック製のフォークやスプーンなど、一度だけ使われて廃棄されるプラスチックのことをいう。

第2次寄居町環境基本計画 改定版

(平成29年4月策定)
(令和 5年3月改定)

発行 寄居町 生活環境エコタウン課

編集 寄居町
〒369-1292
埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
TEL : 048-581-2121 (代)
Email : seikan@town.yorii.saitama.jp

豊かな水と
緑・歴史に包まれ、
環境にやさしい
暮らしが息づくまち

寄 居 町

